

市長あいさつ

「子どもの現在と未来に希望を」

「子ども」は次世代を担う社会の宝です。その宝である子どもが自分らしく、健やかに成長できるよう、本市では「子育てしたくなるまち日本一」を目指し、子育て支援の取組を充実させてまいりました。

しかしながら、近年では、核家族化、共働き世帯の増加、地域関係の希薄化等、また、新型コロナウイルス感染症の影響により、子ども、子育て家庭の負担・不安・孤立感が高まっている現状があります。

こうした状況を踏まえ、子どもと子育て家庭が希望を持ち生活が送れるよう、よりきめ細やかな施策に取り組む必要があり、本市では、子どもの貧困対策を喫緊の課題と捉え、重点的に取り組んでいます。

「子どもの貧困」は、「経済的な不足」のみならず、「時間の不足」、「関係性の不足」等により、保護者、子どもが現在と未来に希望を見出せず、また、子どもの「学習、体験の不足」等により、将来に連鎖を生ずる可能性が大きい課題です。

「塩尻市子どもの貧困対策推進計画」は、子どもの貧困の解消に向け、「生活の安定のための家庭への支援」、「貧困の連鎖を断つための子どもへの支援」、それを支える「関係機関、地域による支援体制」について、まとめた計画です。

本計画の基本目標である「すべての子どもが、生まれた環境によらず、現在と未来に希望を持てるまち」の実現に向けて、子ども・家庭への支援の充実に全力で取り組んでまいりますので、市民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり御協力いただきました多くの皆様に深く感謝申し上げます、巻頭のあいさつといたします。



令和4年3月

塩尻市長 小口利幸

目次

第1章 計画の概要	1
1-1 塩尻市子どもの貧困対策推進計画策定の背景.....	1
1-2 本計画の位置付け.....	2
1-3 本計画の期間.....	3
第2章 現状と課題の整理	4
2-1 塩尻市の子どもの貧困を取り巻く状況.....	4
2-2 塩尻市の子ども・家庭の状況と支援ニーズ（アンケート結果より）.....	7
2-3 現状と課題の整理.....	22
第3章 本計画の基本目標と施策体系	23
3-1 基本目標（目指すまちの姿）.....	23
3-2 基本方針.....	24
3-3 本計画の施策体系.....	25
3-4 本計画の進捗状況の把握.....	26
第4章 施策の展開	29
基本方針1 生活の安定のための支援により、家庭の養育環境を整える.....	29
基本方針2 子ども「学び」と「経験」を保障し、未来を切り拓く力を育む.....	37
基本方針3 関係機関の連携により、切れ目のないきめ細かな支援を行う.....	42
資料編	46
1 本計画の策定経過.....	46
2 塩尻市子ども・若者応援協議会.....	47
3 諮問.....	49
4 答申.....	50
5 用語解説.....	52

1-1 塩尻市子どもの貧困対策推進計画策定の背景

(1) 子どもの貧困対策に関する国の動向

日本における子どもの貧困率は、OECD*加盟国中で最悪の水準であり、令和元年の国民生活基礎調査によれば、子どもの貧困率は13.5%と、およそ7人に1人の子どもが貧困状態にあるとされています。

子どもの貧困率とは、相対的貧困*の状態にある18歳未満の子どもの割合を言います。こうした相対的貧困*の状態にある世帯で育つ子どもは、医療、食事、学習、進学等の面で不利な状況に置かれ、親世代になった際も貧困状態に陥り易く、世代を超えた貧困の連鎖が生まれつつあり、子どもの貧困問題への対応は、今や喫緊の課題となっています。

こうした中、国では、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(平成26年1月施行)を令和元年に改正し、その主たる目的として、「児童の権利に関する条約*」の精神にのっとり、子どもの将来だけでなく、現在の生活等に向けても子どもの貧困対策を総合的に推進することが明記されました。

また、同法の規定に基づき、国の子どもの貧困対策に関する基本方針、子どもの貧困に関する指標、当該指標の改善に向けた当面の重点施策等を取りまとめた「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されています。

図1 計画の根拠法と記載事項

根拠法	子どもの貧困対策の推進に関する法律
目的	子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進すること。
計画に求められる内容	<p>市町村は、子供の貧困対策に関する大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努める。</p> <p>≪「子供の貧困対策に関する大綱」の記載事項≫</p> <p>子供の貧困対策に関する基本的な方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 分野横断的な基本方針 <ol style="list-style-type: none"> (1) 貧困の連鎖を断ち切り、全ての子供が夢や希望を持てる社会を目指す。 (2) 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援体制を構築する。 (3) 支援が届いていない、又は届きにくい子供・家庭に配慮して対策を推進する。 (4) 地方公共団体による取組の充実を図る 2 分野ごとの基本方針 <ol style="list-style-type: none"> (1) 教育の支援では、学校を地域に開かれたプラットフォームと位置付けるとともに、高校進学後の支援の強化や教育費負担の軽減を図る。 (2) 生活の支援では、親の妊娠・出産期から、社会的孤立に陥ることのないよう配慮して対策を推進する。 (3) 保護者の就労支援では、職業生活の安定と向上に資するよう、所得の増大や、仕事と両立して安心して子供を育てられる環境づくりを進める。 (4) 経済的支援に関する施策は、様々な支援を組み合わせることでその効果を高めるとともに、必要な世帯へ支援の利用を促していく。 (5) 子供の貧困に対する社会の理解を促進し、国民運動として官公民の連携・協働を積極的に進める。 (6) 今後5年間の重点施策を掲げ、中長期的な課題も視野に入れて継続的に取り組む。

※ 本計画内では、「子ども」表記を基本としていますが、法令等により異なる表記をしている場合は、当該法令等の表記（例「子供」）をしています。

(2) 子どもの貧困対策に関する県の動向

平成29年度末に計画期間が満了した長野県子育て支援戦略、ながの子ども・子育て応援総合計画、長野県次世代サポートプラン、長野県子どもの貧困対策推進計画を一体化し、平成30年4月に「長野県子ども・若者支援総合計画」が策定されています。

(3) 子どもの貧困対策に関する本市の状況

本市では、平成29年度に庁内の関係課で構成する「こどもの未来応援会議」を、平成30年度に地域で活動している団体や個人も含めた関係機関で構成する「こどもの未来応援協議会」を設置し、子どもの貧困対策を含む子どもに関する施策の情報の共有、課題及びニーズの把握等行ってきました。

また、令和3年度からは、「子どもの貧困対策ケースワーカー」を配置したほか、「子どもの学習・生活支援事業」等の新たな取組を行っています。

しかしながら、令和3年度に実施した塩尻市の子ども・家庭の状況と支援ニーズを把握するアンケート調査によれば、本市における子どもの貧困の割合も、国と同程度であると考えられ、今後、更なる取組が必要となっています。

このような状況から、本市では、子どもが生まれた環境によらず、現在と未来に希望を持てる社会の実現を目指し、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、「子どもの貧困対策推進計画」(以下「本計画」という。)を策定します。

1-2 本計画の位置付け

(1) 本計画の法的位置付け

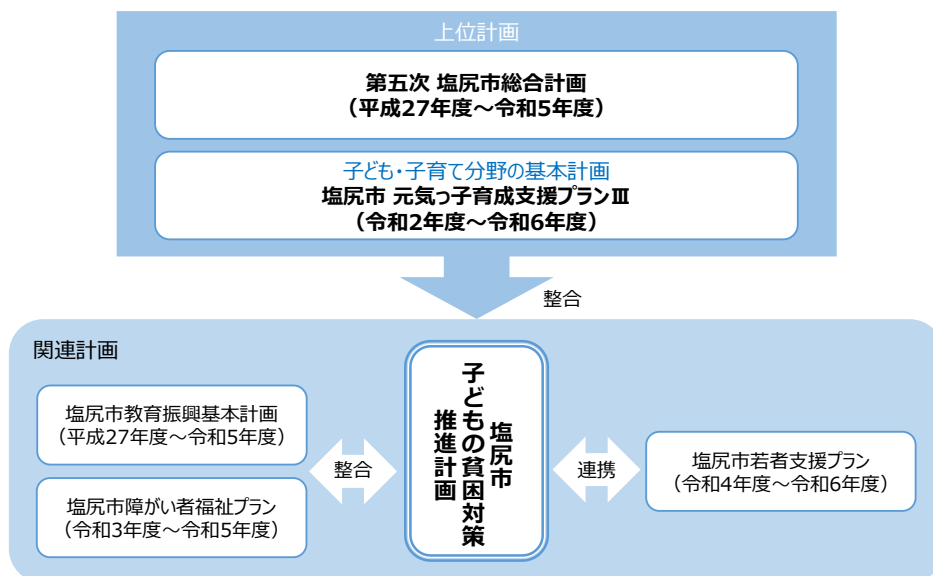
本計画は、国の「子どもの貧困対策の推進に関する法律」及び「子供の貧困対策に関する大綱」に基づいた、市町村計画として位置付けます。

(2) 本市の他計画との関係

本計画は、本市が目指す都市像や長期戦略が示されている第五次塩尻市総合計画と子ども・子育て分野の個別計画である元気っ子育成支援プランⅢとの整合を図りながら、子どもの貧困対策を推進するための個別計画です。

関連する本市の各分野の計画と連携・整合させながら、子どもの貧困対策に関する施策を展開していきます。

図 2 本計画の位置付け



1-3 本計画の期間

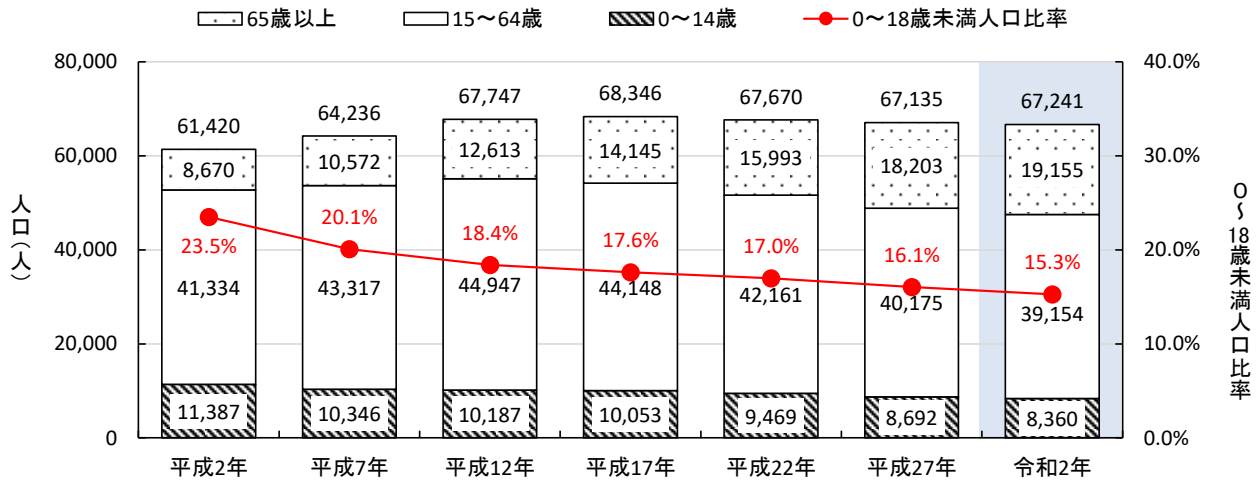
本計画の期間は、令和4年度から令和6年度までの3か年です。

2-1 塩尻市の子どもの貧困を取り巻く状況

(1) 人口の推移

国勢調査を基に本市の総人口の推移をみると、平成17年に6万8,346人のピークを迎え、以降は緩やかに減少が続いています。この間、0～15歳人口比率は減少を続けており、少子化が進んでいます。

図3 総人口の推移

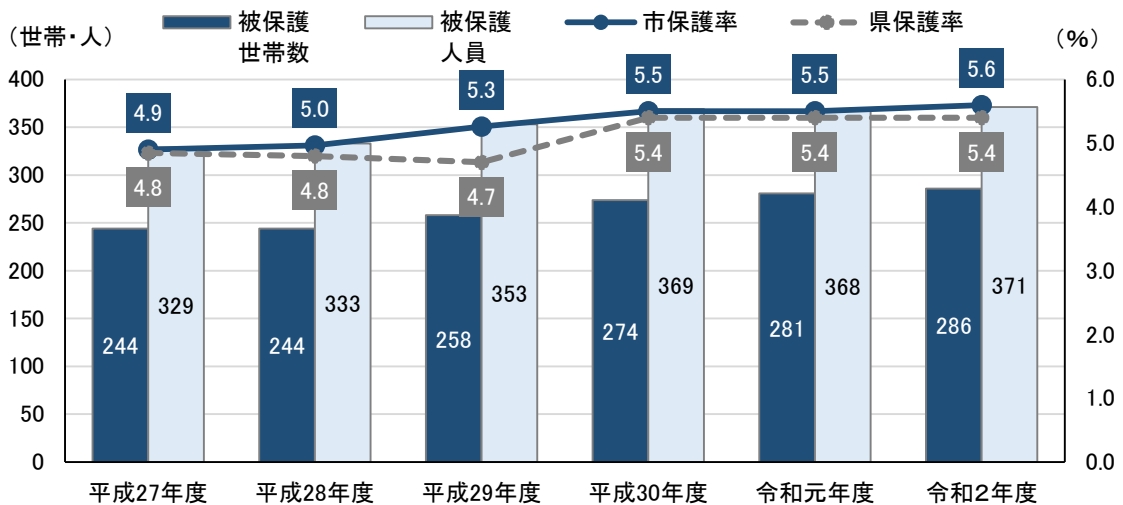


出典：国勢調査

(2) 生活保護*世帯数及び人員の推移

本市の生活保護世帯数及び人員は、平成27年度以降、増加傾向にあります。

図4 生活保護世帯数及び人員の推移

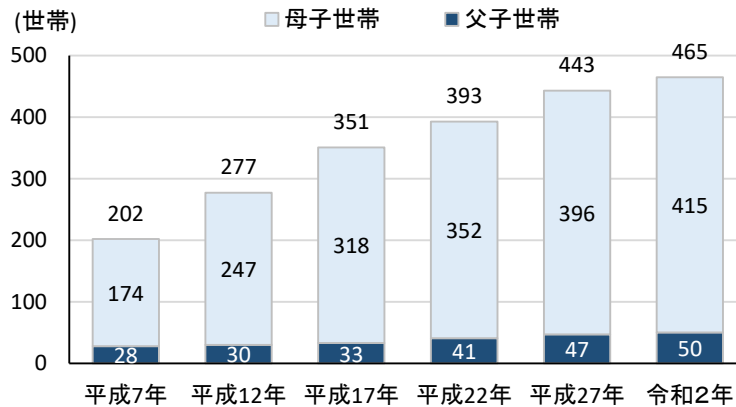


出典：塩尻市「社会福祉生活保護状況」

(3) ひとり親世帯の推移

ひとり親世帯は、母子・父子世帯ともに増加傾向にあります。

図 5 ひとり親世帯の推移

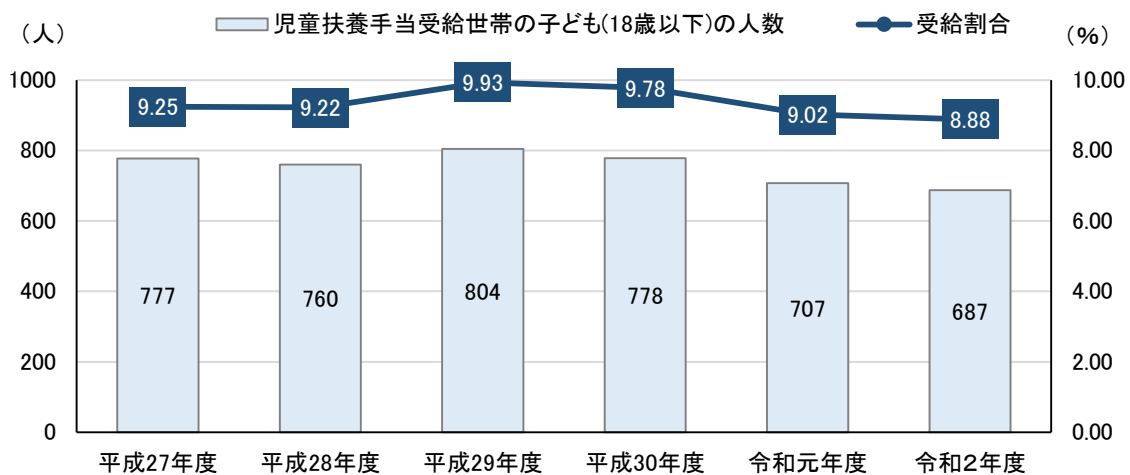


出典：国勢調査

(4) 児童扶養手当受給世帯の子どもの数と割合の推移

児童扶養手当受給世帯の子どもの数と全体に占める割合は、横ばいとなっています。

図 6 児童扶養手当受給世帯の子どもの数と割合の推移

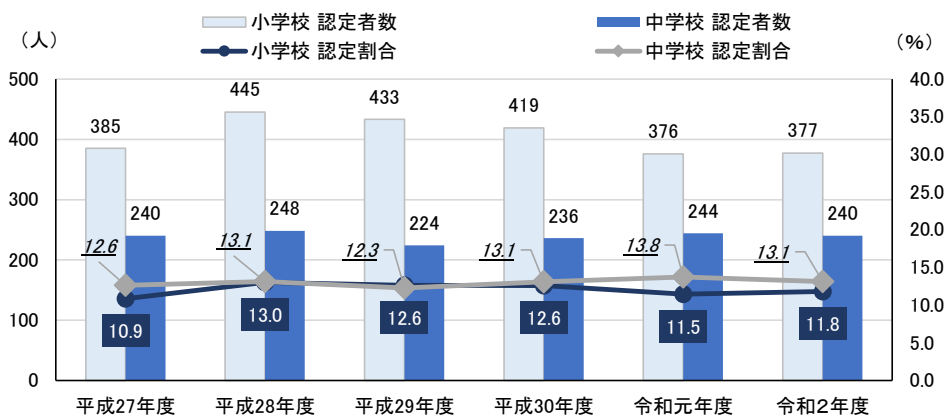


資料：塩尻市家庭支援課

(5) 就学援助*認定者数の推移

就学援助*認定者数は、小学校では、平成28年以降減少傾向で、認定割合は横ばいとなっています。中学校では、認定者数、認定割合ともに横ばいとなっています。

図 7 就学援助*認定者数の推移



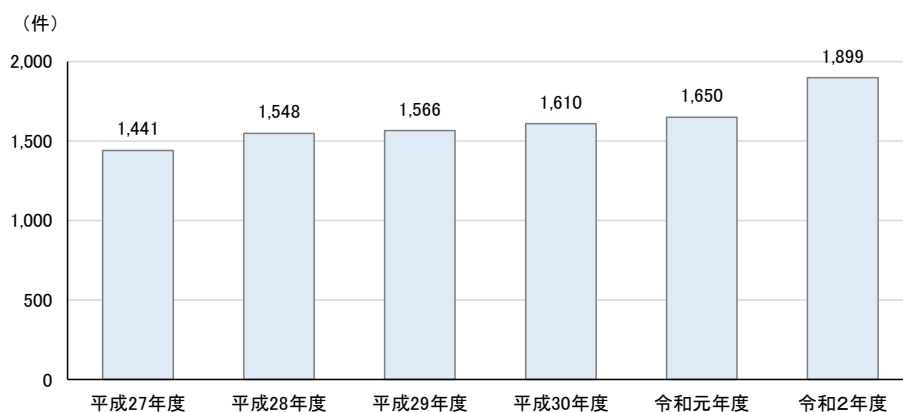
資料：塩尻市教育総務課

(6) 家庭児童相談件数の推移

家庭支援課で受理した児童虐待や子どもの養育に関する相談等を含む家庭児童相談件数は、児童虐待等に対する社会的意識の高まりもあり、年々増加傾向にあります。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症による影響もあり、子ども・保護者のストレス増加による家族間のトラブルや、子どもの学習、生活習慣に関する相談、親の経済状況等の相談が多く寄せられ、過去最高となっています。

図 8 家庭児童相談件数の推移

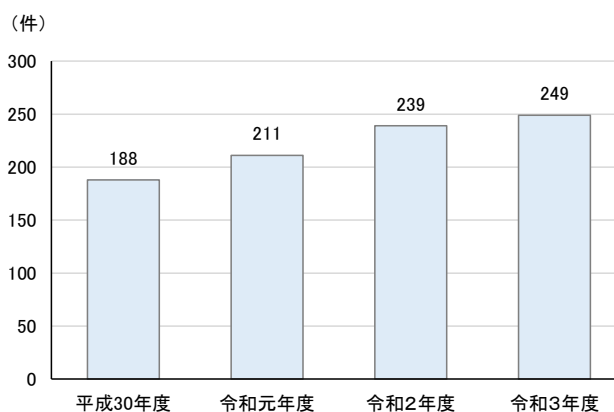


資料：塩尻市家庭支援課

(7) 要保護児童対策地域協議会*にて取り上げられたケース数の推移

児童虐待等で保護を要する児童、養育支援が必要な児童及びその保護者、妊婦等に対し、関係する複数の機関で支援を行うため、要保護児童対策地域協議会*にて、ケースの情報共有及び支援方法の検討を行っています。児童虐待事案や養育困難家庭の増加など、子どもと家庭を取り巻く課題は多様化・複雑化しており、継続して支援が必要な家庭が増えています。

図 9 要保護児童対策地域協議会*にて取り上げられたケース数の推移



資料：塩尻市家庭支援課

2-2 塩尻市の子ども・家庭の状況と支援ニーズ（アンケート結果より）

（1）調査概要

① 調査の実施方法

市内在住の小学5年、中学2年及び高校2年生の世代（高校に在籍していない同年齢の子どもを含む。）の子どもとその保護者、児童扶養手当の認定を受けている家庭の保護者を対象としてアンケート調査を行いました。以下に、対象者別の調査概要を示します。

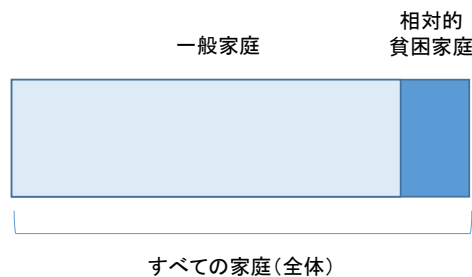
	全体調査						個別調査
	小学5年		中学2年		高校2年		児童扶養手当 認定家庭の 保護者
調査対象者	子ども	保護者	子ども	保護者	子ども	保護者	
対象者数	532人	-	628人	-	583人	-	539人
調査方法	学校配布 質問紙に回答 (一部WEB)	学校配布 WEBで回答 (一部質問紙)	学校配布 質問紙に回答 (一部WEB)	学校配布 WEBで回答 (一部質問紙)	郵送配布 WEBで回答 (一部質問紙)	郵送配布 WEBで回答 (一部質問紙)	郵送配布 WEBで回答 (一部質問紙)
実施期間	令和3年7月8日～令和3年7月20日				令和3年8月2日～ 令和3年8月30日		令和3年8月25日～ 令和3年9月15日
実配布数	532件	497件	628件	590件	583件	574件	539件
有効回収数	463件	419件	529件	455件	233件	282件	234件
有効回収率	87.0%	84.3%	84.2%	77.1%	40.0%	49.1%	43.4%

② 用語の定義

本調査では、貧困状態にある子ども・子育て家庭の生活実態を把握するため、すべての家庭の中から、相対的貧困*の状態と考えられる家庭を抽出した上で、「一般家庭」と「相対的貧困家庭」の2つのグループに分類し、集計しています。

「一般家庭」「相対的貧困家庭」の定義を以下に示します。

I 一般家庭	II 以外の世帯
II 相対的 貧困家庭	次の(1)から(3)のいずれかに該当する世帯 (1) 世帯年収が、可処分所得と世帯人数に基づく基準以下の世帯 (2) 生活保護世帯 (3) 児童扶養手当*を受給している世帯



なお、次ページ以降、児童扶養手当認定家庭は、「ひとり親家庭」と表記しています。

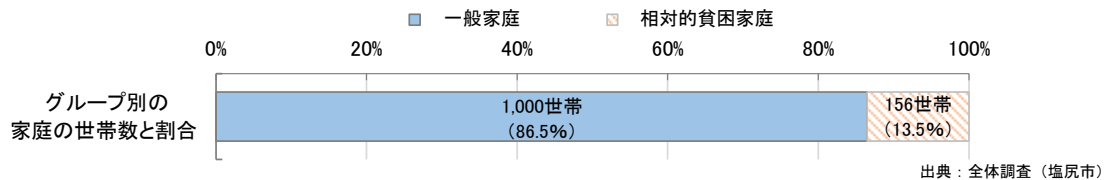
(2) 塩尻市の子どもの貧困の割合

国の調査では、子どもの7人に1人が貧困状態であり、本市においても国と同程度の状況であると考えられる

・塩尻市の全体調査では、対象家庭のうち、「一般家庭」が86.5%、「相対的貧困家庭」が13.5%となっています。

① グループ別の家庭の世帯数と割合（保護者）

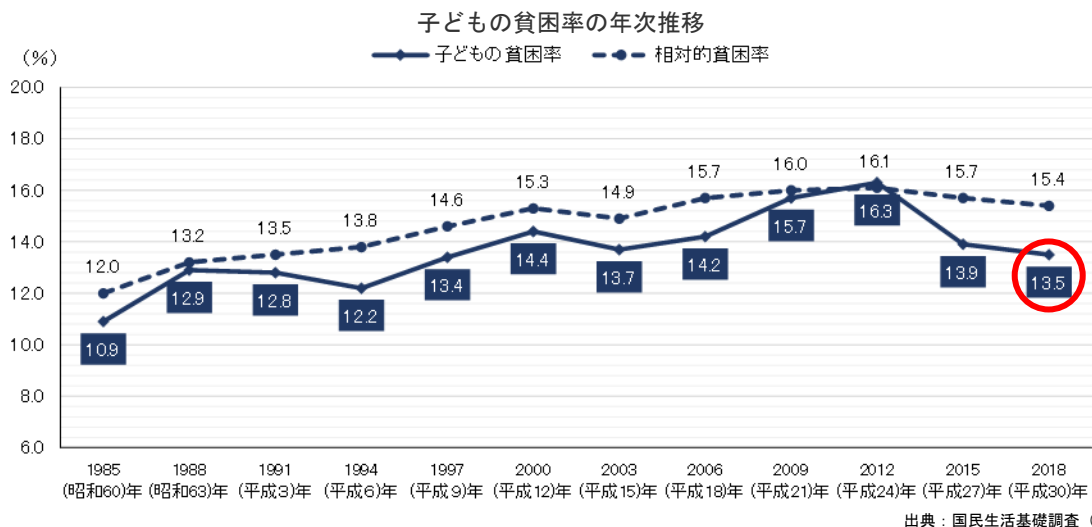
全体調査では「一般家庭」が86.5%、「相対的貧困家庭」が13.5%となっています。



※本調査における相対的貧困家庭は、国の調査よりも、広義の概念となっています。本調査は収入により貧困率を算出していますが、国は所得により貧困率を算出しています。また、本調査は生活保護世帯、児童扶養手当*を受給している世帯を含めているのに対し、国は含めていません。

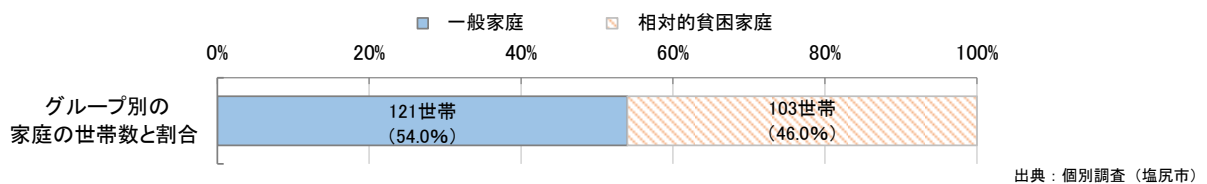
（参考）全国の相対的貧困率の推移

2018（平成30）年の貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）は127万円（OECD*の所得定義の新基準に基づき算出）であり、全国の「子どもの貧困率（相対的貧困*の状態にある18歳未満の子どもの割合）」は13.5%となっています。



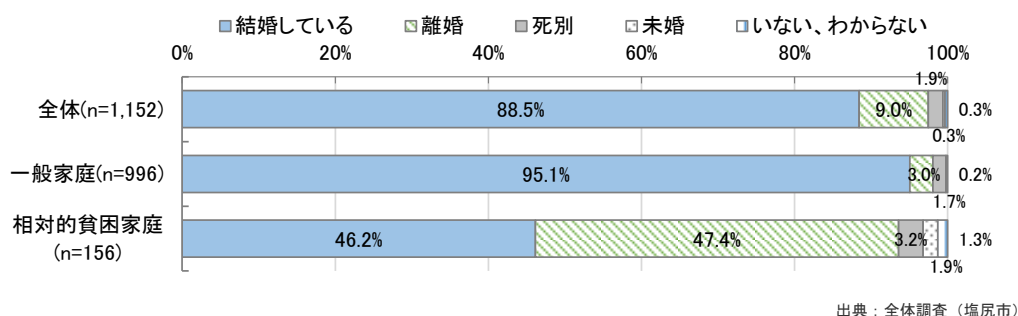
② ひとり親家庭の貧困率

ひとり親家庭では「一般家庭」が54.0%、「相対的貧困家庭」が46.0%と、相対的貧困家庭が約半数を占めています。



③ 親の婚姻状況（保護者）

相対的貧困家庭の約半数は、ひとり親家庭となっています。

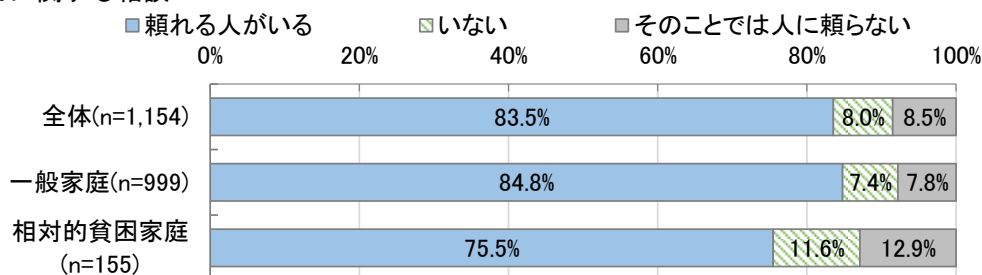


（3）貧困を取り巻く状況

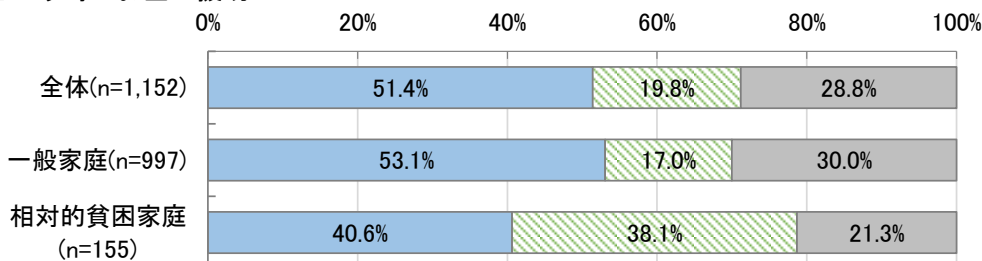
① 頼れる人の有無（保護者）

相対的貧困家庭では、子育てに関して頼れる人がいない割合が高くなっています。

a) 子育てに関する相談



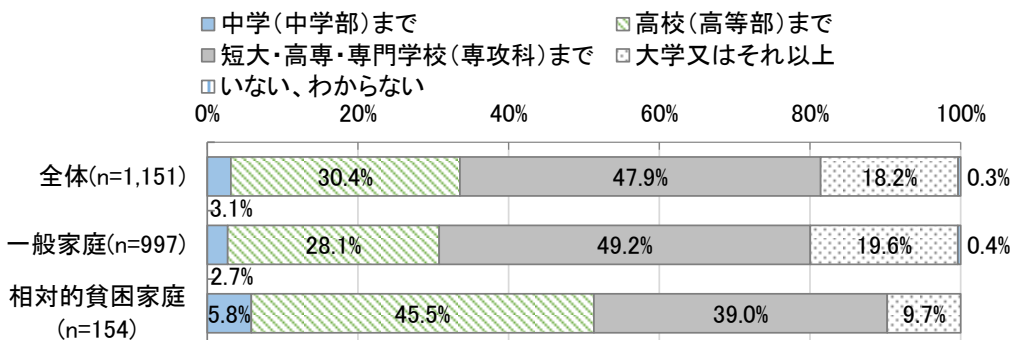
b) いざという時のお金の援助



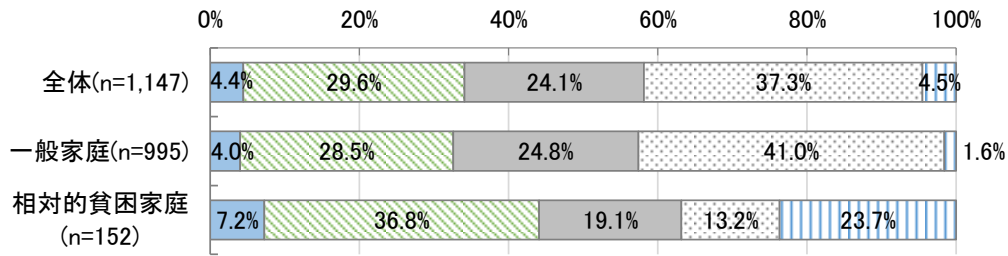
② 親の就学状況（保護者）

相対的貧困家庭の親の就学状況では、高校卒業後の進学割合が低くなっています。

a) 母親



b) 父親

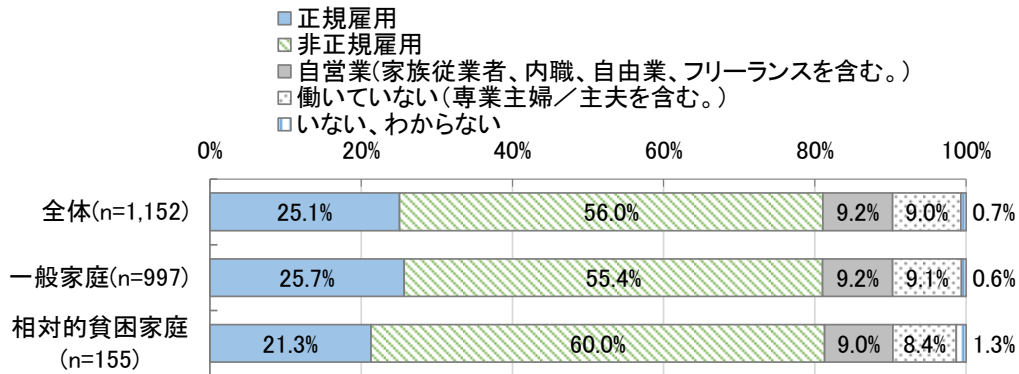


出典：全体調査（塩尻市）

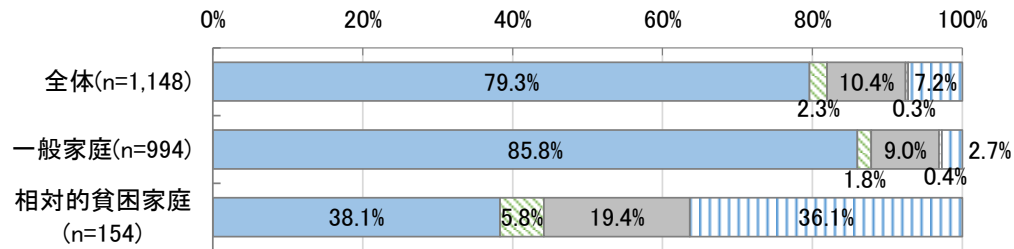
③ 親の就労状況（保護者）

相対的貧困家庭では、正規雇用の割合が低くなっています。

a) 母親



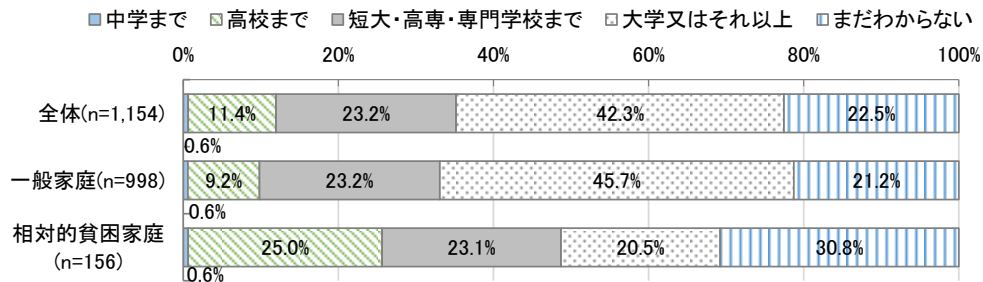
b) 父親



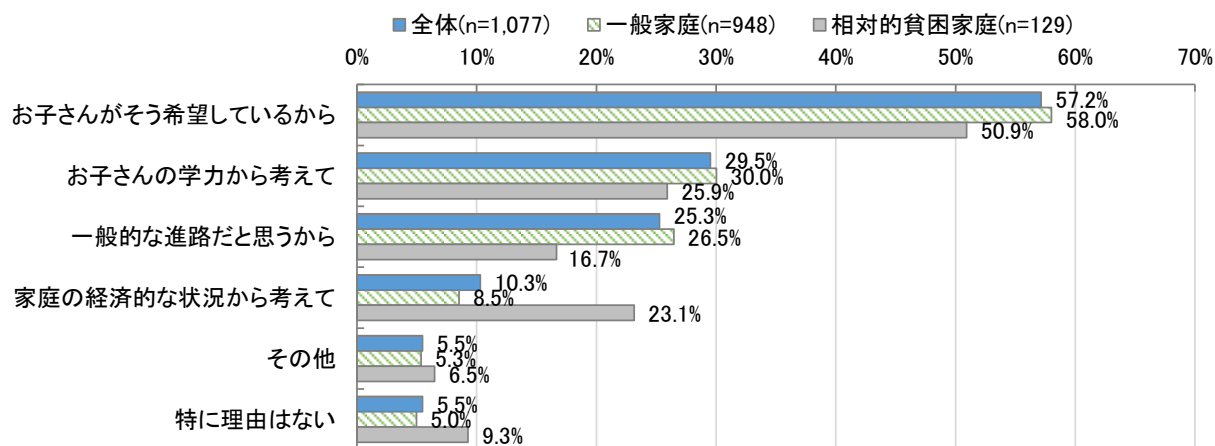
出典：全体調査（塩尻市）

④ 進学の設定（保護者）

相対的貧困家庭では、進学の設定が「高校まで」、「まだわからない」の割合が高くなっており、経済的な状況も一つの要因になっていると考えられます。



【その理由】

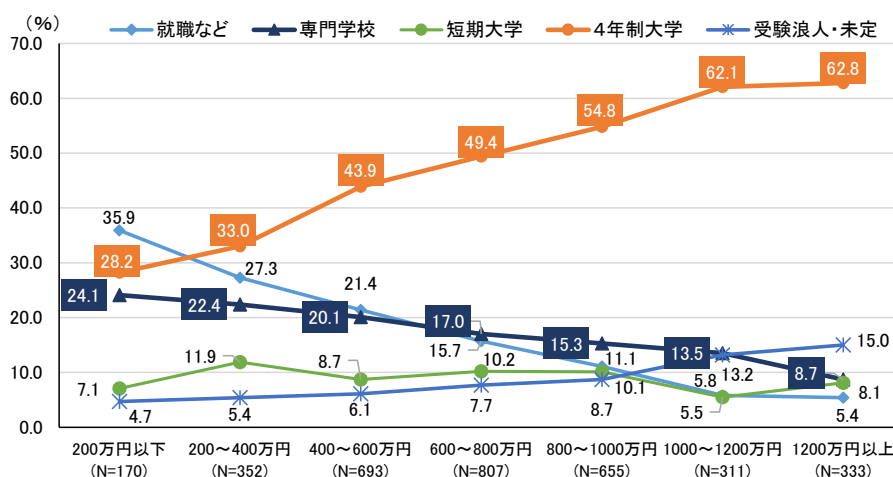


出典：全体調査（塩尻市）

（参考）高校卒業後の進路（両親年収別）

高校生の進路決定は、学力だけでなく世帯の経済力に規定されることが多くの研究から示されています。大学への進学率は世帯所得に相関して上昇、専門学校への進学や就職は下降しています。

両親年収別の高校卒業後の進路（所得階級7区分）



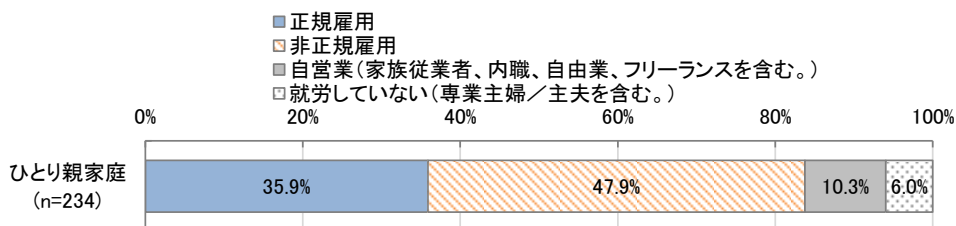
出典：「高校生の進路追跡調査第1次報告書」東京大学大学院教育学研究科 大学経営・政策研究センター(2007)

⑤ ひとり親家庭の就労状況（保護者）

ひとり親家庭の就労形態は、正規雇用が非正規雇用（パート・アルバイト、契約社員・派遣社員等）を下回っており、平均月収の差も大きくなっています。

ひとり親家庭で非正規雇用の場合、転職希望は約半数にのぼっています。

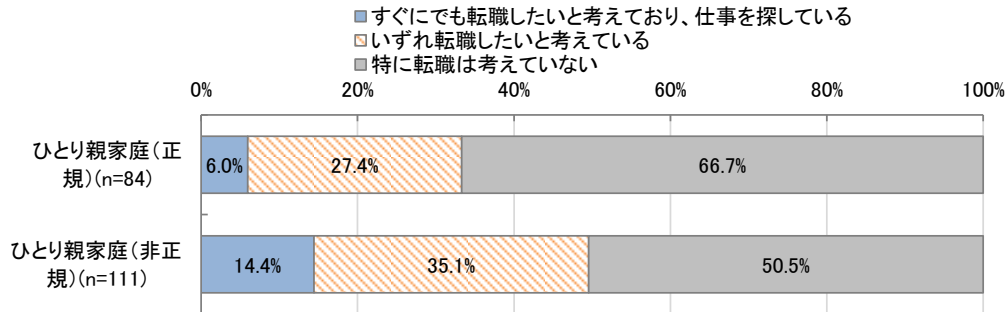
就労形態



属性別の本人の勤労収入

		n	本人の勤労収入 平均月額(円)
就労形態	正規雇用	27	209,589
	非正規雇用	37	130,482
	自営業	6	206,364

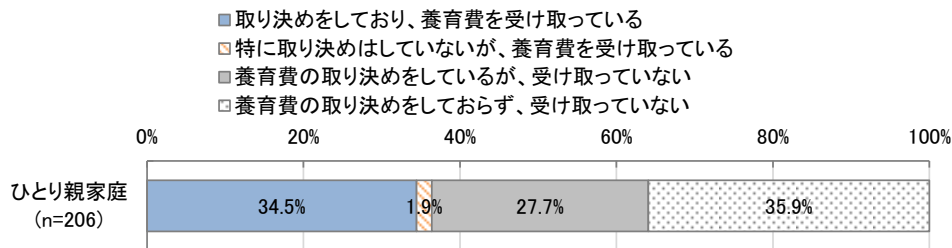
転職希望



出典：個別調査（塩尻市）

⑥ 養育費の取り決め（保護者）

ひとり親家庭のうち、約3分の2の家庭が養育費を受け取っていません。



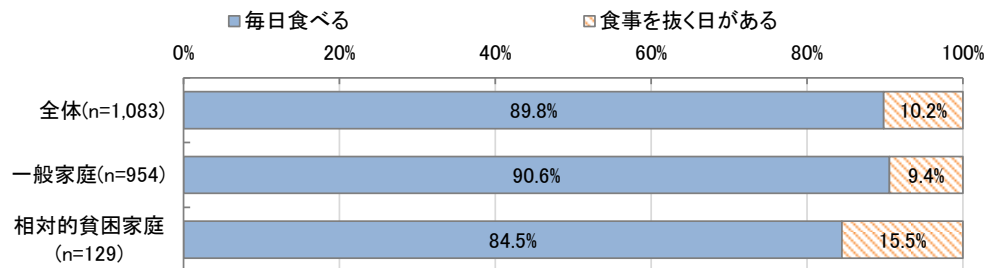
出典：個別調査（塩尻市）

(4) 子どもの生活

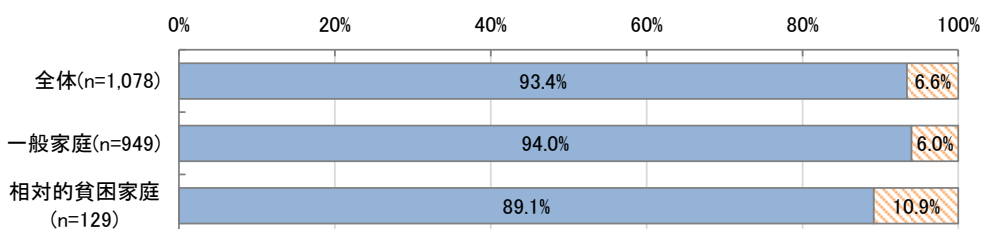
① 食事の状況（子ども）

相対的貧困家庭の子どもは、食事を抜く日の割合が高くなっています。

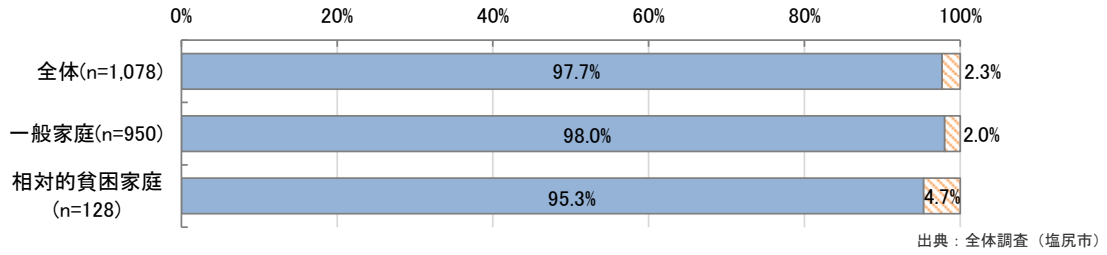
a) 朝食



b) 昼食(小5・中2は夏休みや冬休みなどの期間の昼食、高2は普通の昼食)父親



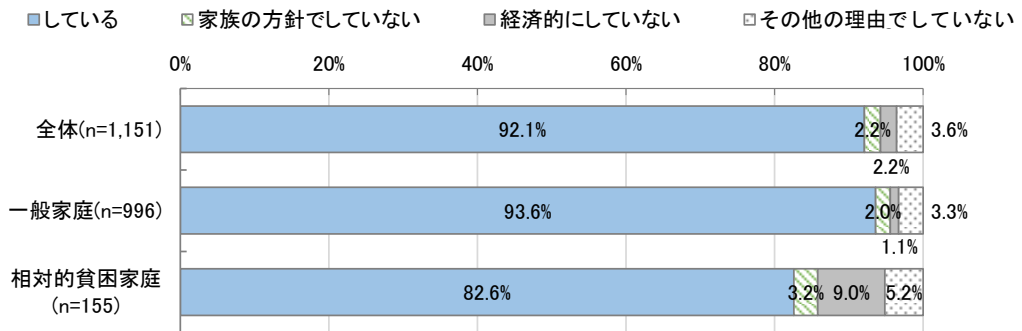
c) 夕食



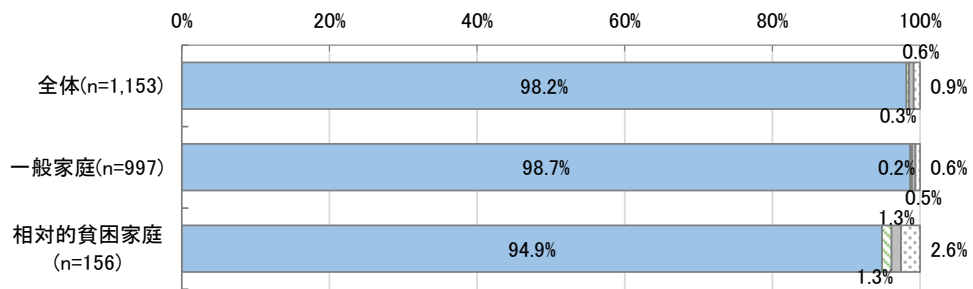
② 子どもにしていること（保護者）

相対的貧困家庭では、誕生日、家族旅行等をしている割合が低くなっています。

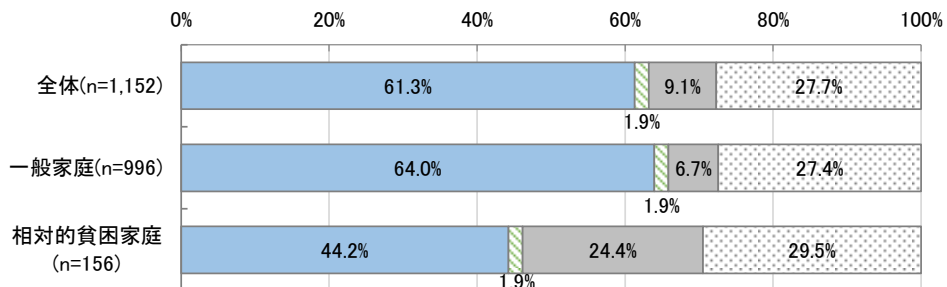
a) 毎年新しい洋服・靴を買う



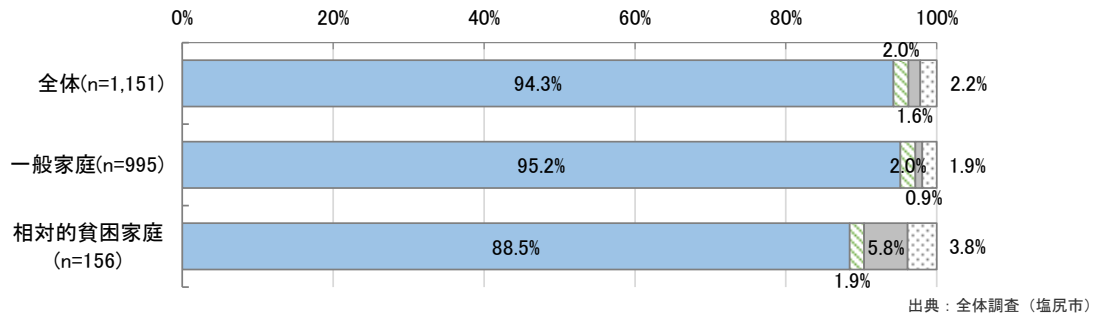
b) 誕生日のお祝いをする



c) 1年に1回くらい家族旅行に行く



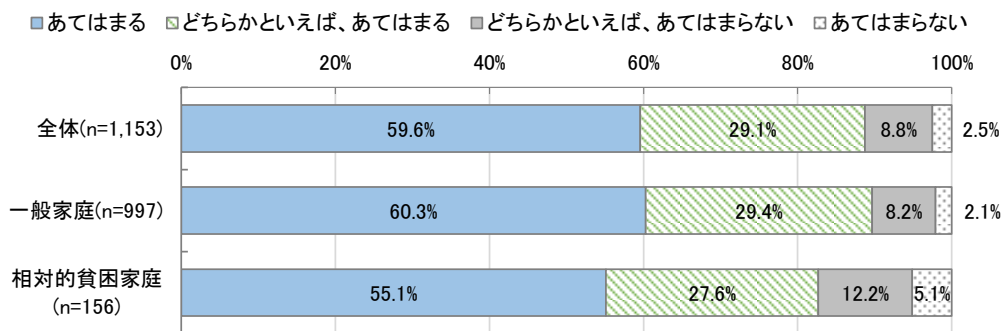
d) クリスマスのプレゼントや正月のお年玉をあげる



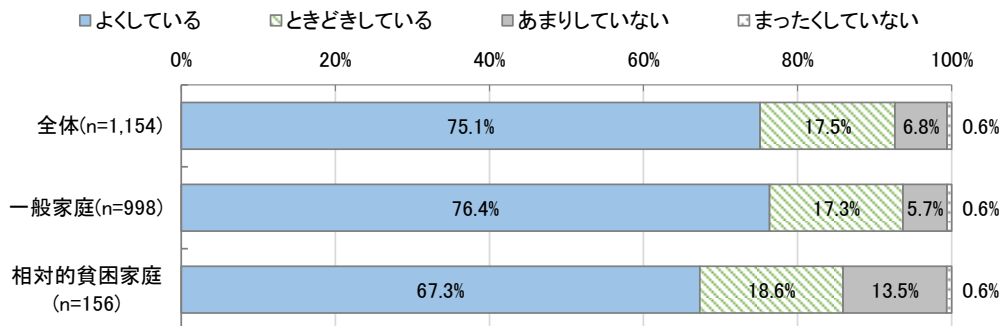
③ 子どもとの関わり方・行事への参加（保護者）

相対的貧困家庭では、絵本の読み聞かせをしない割合、学校行事へ参加しない割合が高く、子どもと関わる時間が不足している現状があります。

a) お子さんが小さいころ、絵本の読み聞かせをしていた



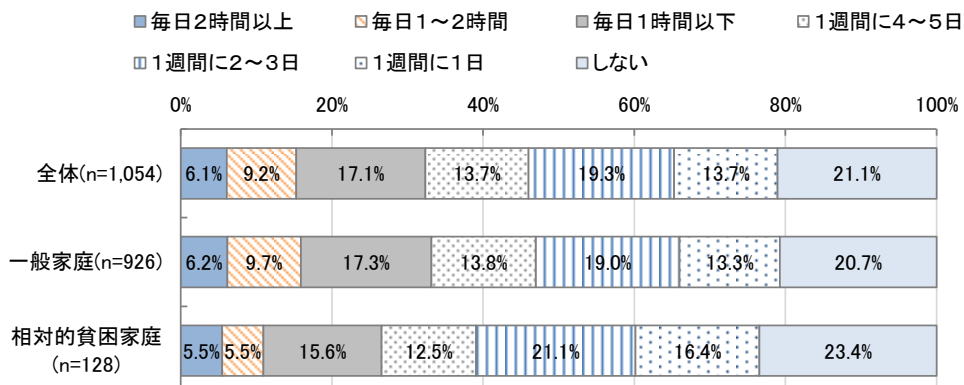
b) 授業参観や運動会などの学校行事への参加



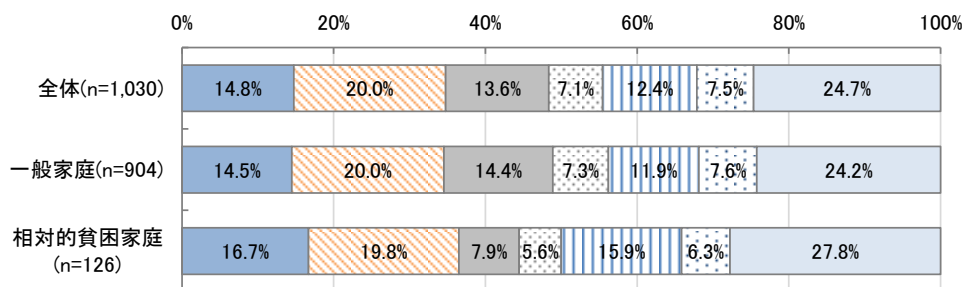
④ 普段の活動（子ども）

相対的貧困家庭の子どもは、読書、ゲーム、他の室内遊び、塾や習い事をしない割合が高くなっています。

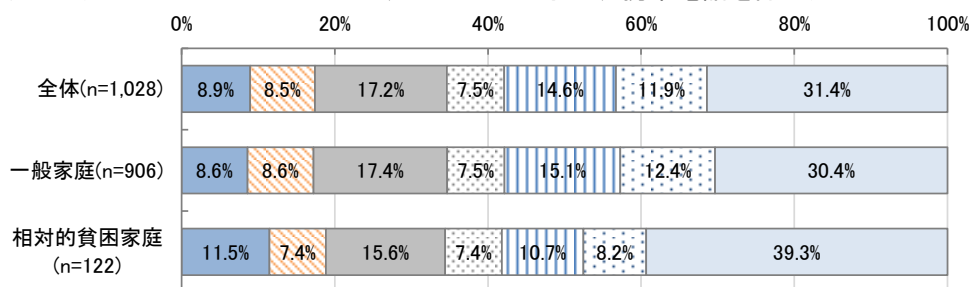
a) 読書



b) ゲームで遊ぶ

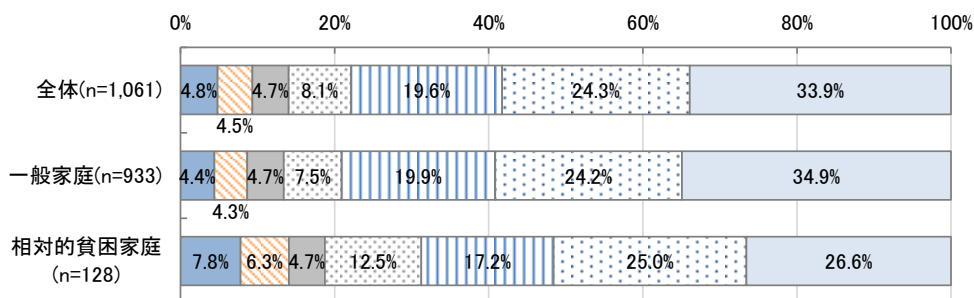


c) 他の室内遊び（テレビ・インターネット、スマートフォン、携帯電話を除く）

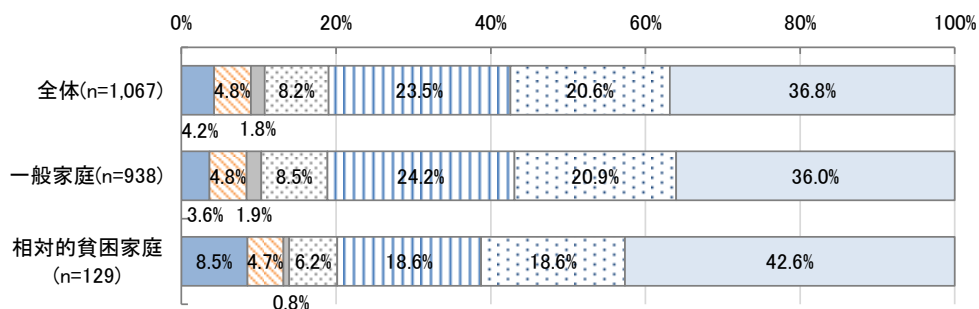


※テレビ・インターネット、スマートフォン、携帯電話にかける時間には、大きな差はみられなかった

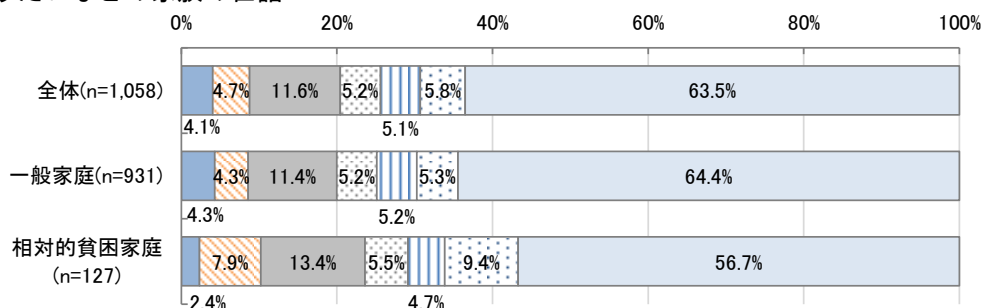
d) 公園や外で遊ぶ



e) 塾や習い事



f) きょうだいなどの家族の世話



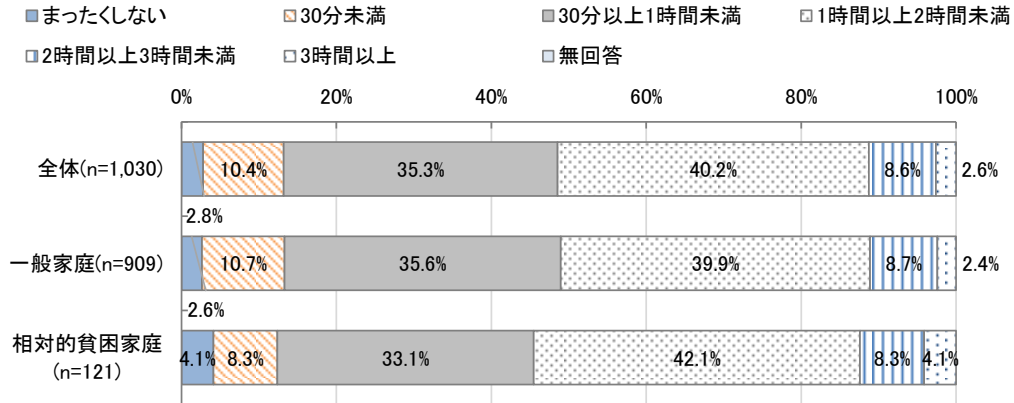
出典：全体調査（塩尻市）

(5) 勉強について

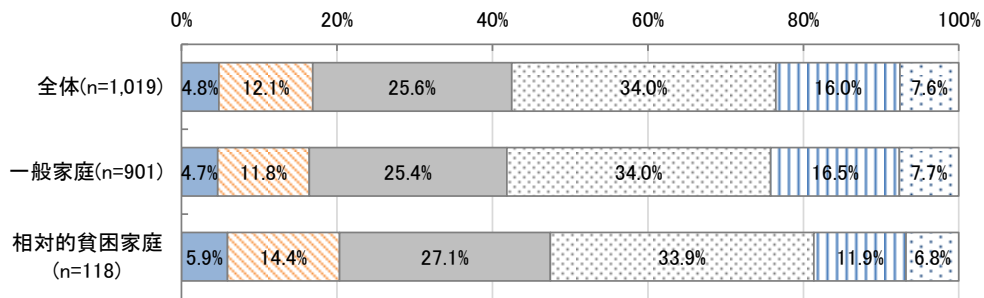
① 学校以外の勉強時間（子ども）

一般家庭と相対的貧困家庭の子どもを比べると、学校以外の勉強時間に大きな差は見られません。

a) 学校がある日



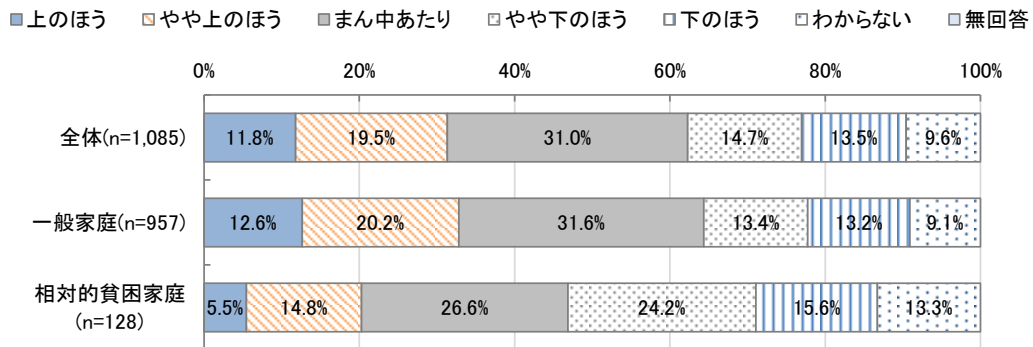
b) 学校がない日



出典：全体調査（塩尻市）

② 成績（子ども）

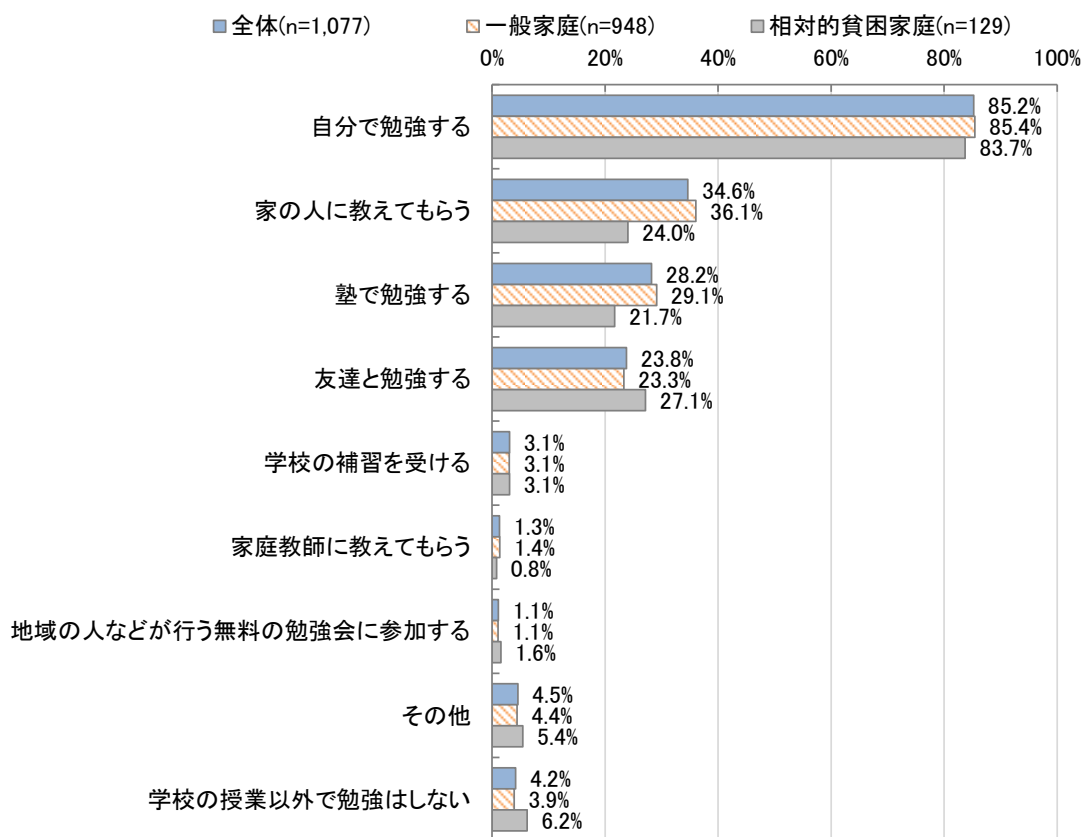
相対的貧困家庭の子どもは、成績が「上のほう・やや上のほう」と回答する割合が低くなっています。



出典：全体調査（塩尻市）

③ 学校以外の勉強の方法（子ども）

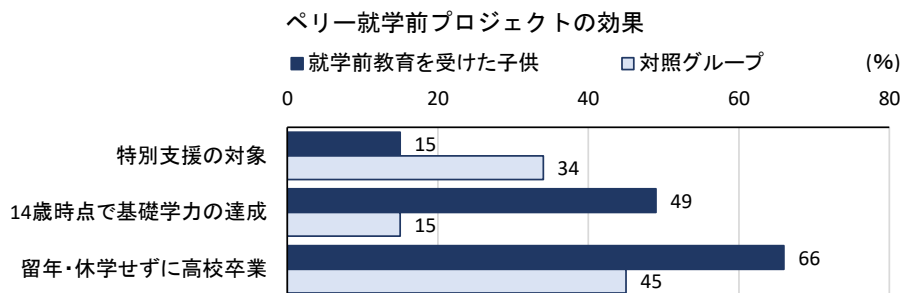
相対的貧困家庭の子どもは、「家の人に教えてもらう」、「塾で勉強する」割合が低くなっています。



出典：全体調査（塩尻市）

(参考) 保育園・幼稚園等での幼児教育

ペリー就学前教育*等の世界的に著名な研究によれば、学校教育の効率性は、就学前教育に依存していることが示されています。良質な就学前教育は、貧困の予防にもつながると考えられます。



出典：「平成 28 年度 子供の貧困に関する新たな指標の開発に向けた調査研究 報告書」（Heckman, J. J. (2013)）

(6) 進学について

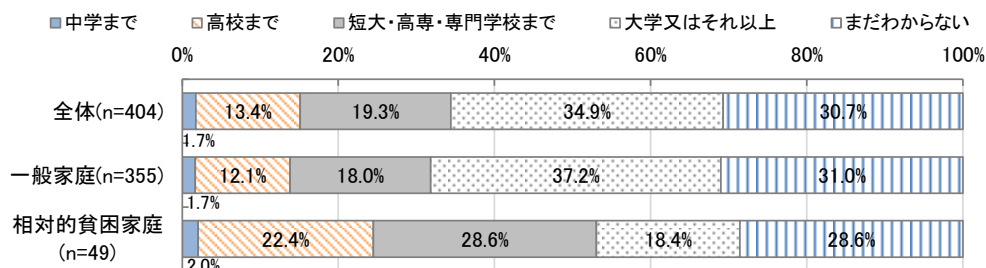
進路の希望（子ども）

相対的貧困家庭の子どもの進学の希望は、各世代ともに、一般家庭と比較して「大学又はそれ以上」の割合が低く、「高校まで」の割合が高くなっています。

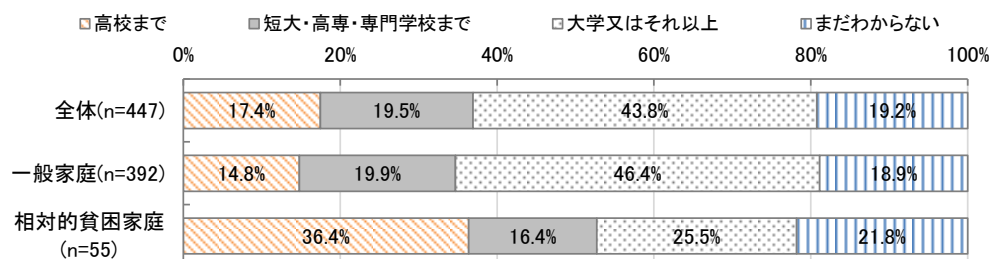
また、相対的貧困家庭においては、小5から中2の時に「高校まで」の割合が増えるのに対して、一般家庭は「大学又はそれ以上」の割合が増えています。

加えて、相対的貧困家庭においては、中2から高2の時に「短大・高専・専門学校まで」の割合が増えるのに対して、一般家庭は「大学又はそれ以上」の割合が増えています。

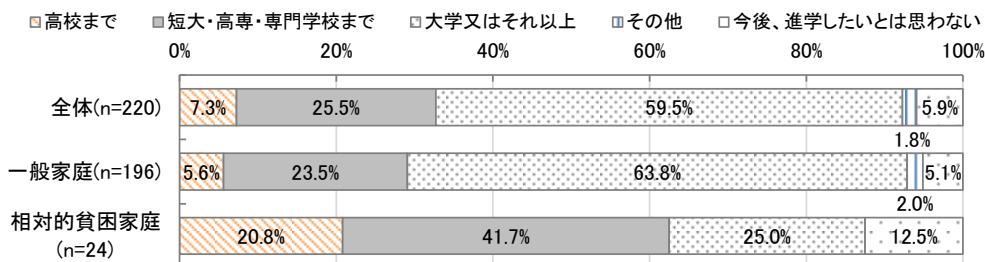
a) 小5



b) 中2



c) 高2

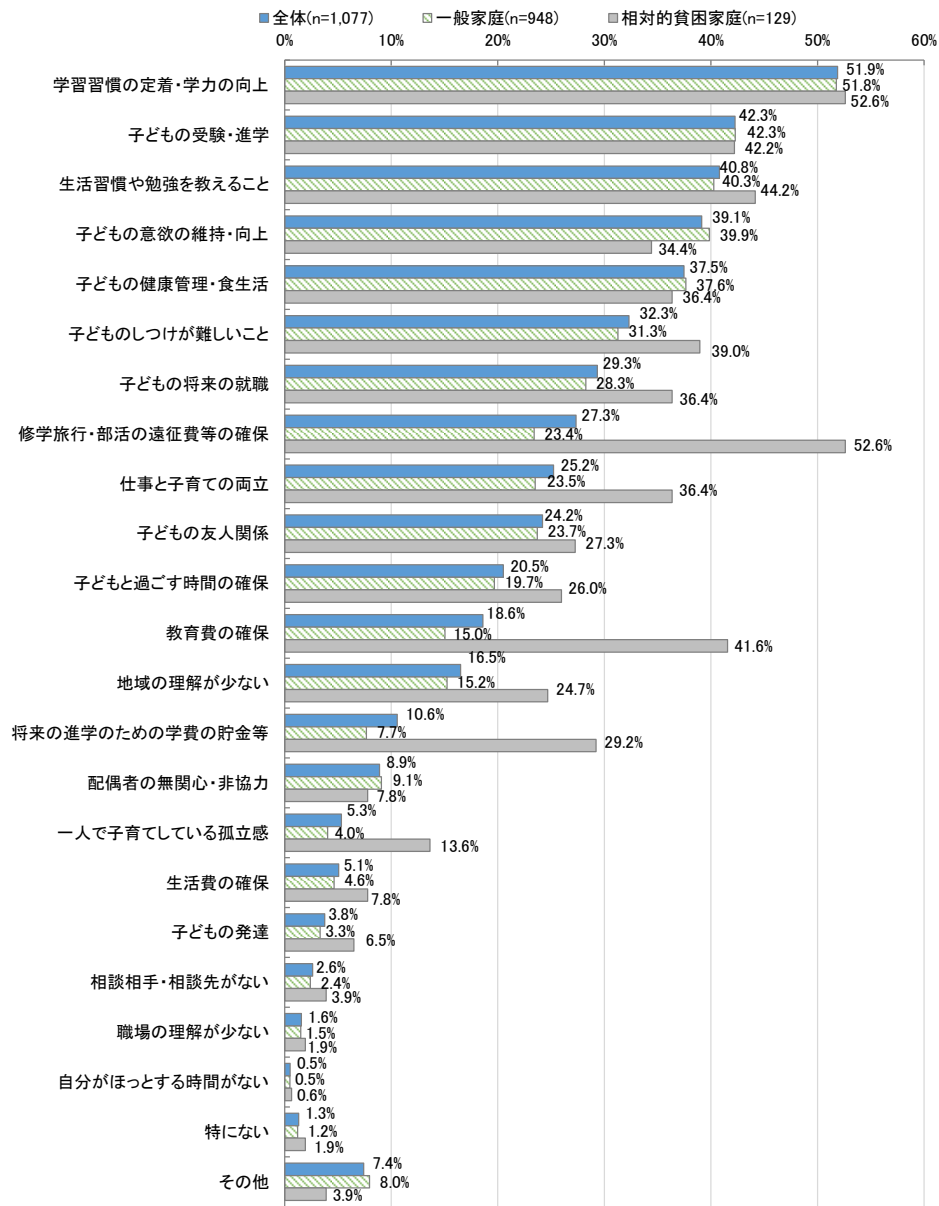


出典：全体調査（塩尻市）

(7) 支援のニーズ

① 子育ての悩み（保護者）

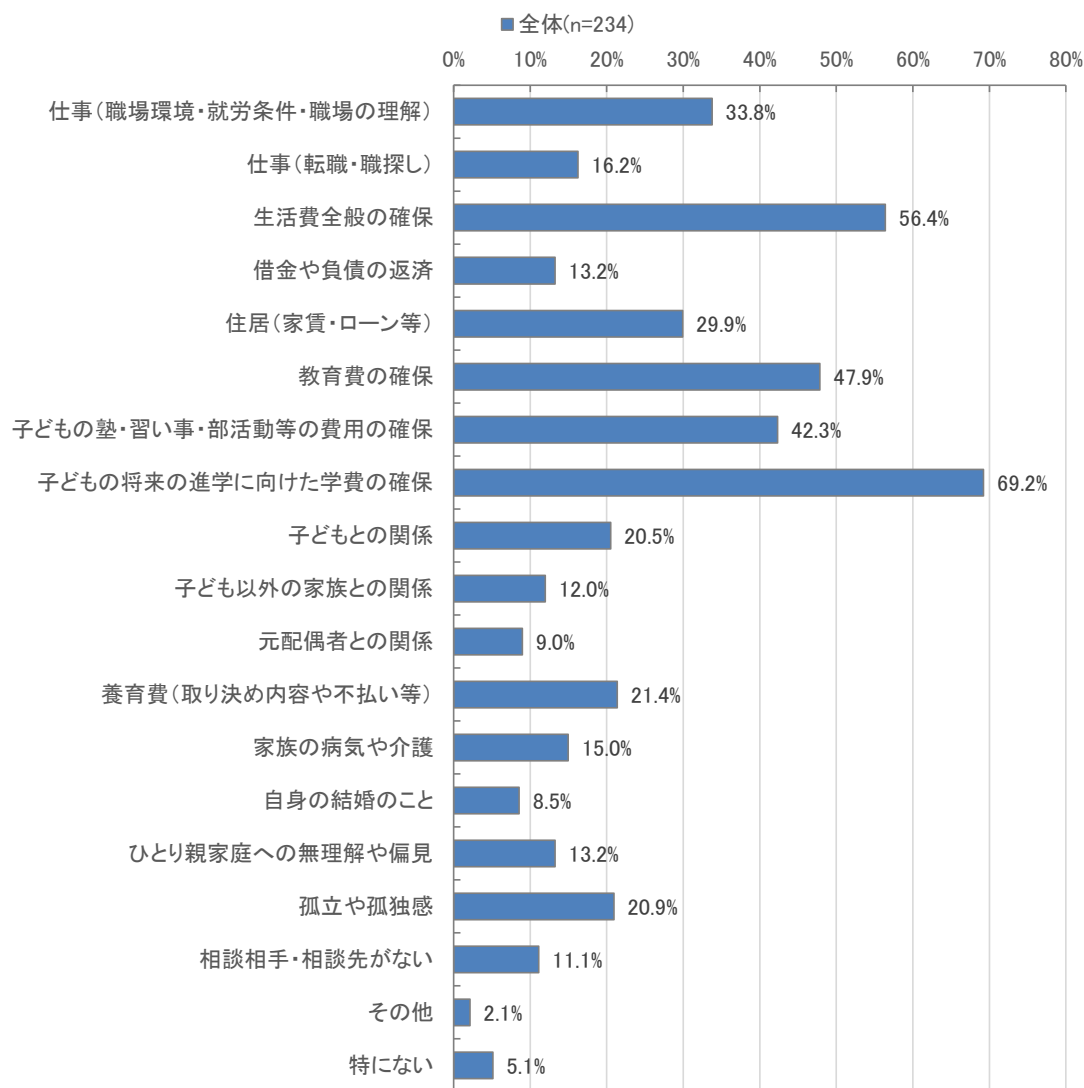
相対的貧困家庭の子育ての悩みは、一般家庭と比較して、「修学旅行・部活の遠征費等の確保」、「教育費の確保」等の教育に係る費用に関する項目の割合が高くなっています。



出典：全体調査（塩尻市）

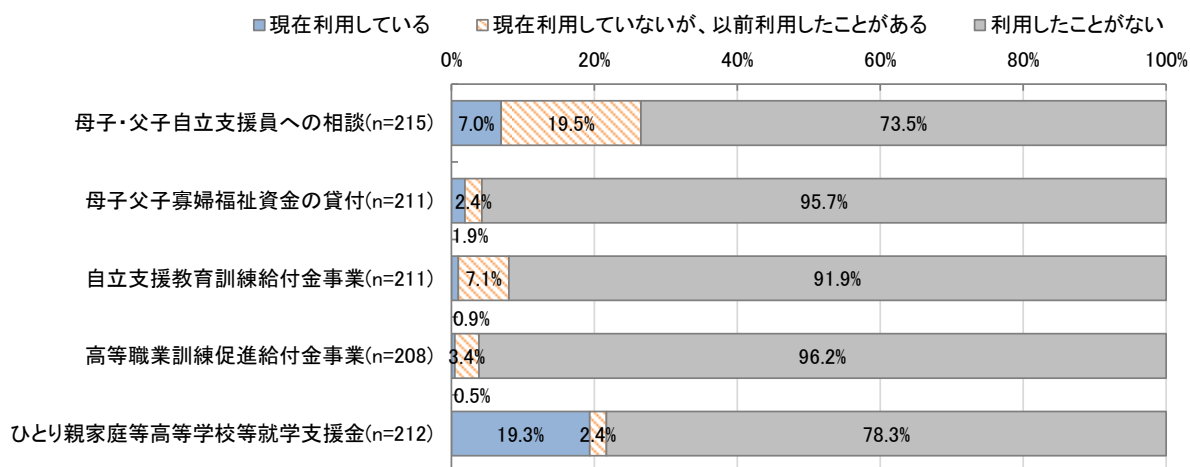
② ひとり親家庭の日常生活における悩み

ひとり親家庭の日常生活の悩みは、「子どもの将来の進学に向けた学費の確保」の割合が最も高く、次いで「生活費全般の確保」の割合が高くなっています。



③ ひとり親家庭の各種支援制度の利用状況

各種支援制度を利用したことがない理由をみると、「知らなかったから」、「手続きがわからなかったり、利用しにくいから」と回答している人がどの制度も3割程度います。



【利用したことがない理由】

	n	利用したいが、今までこの支援制度を知らなかったから	利用したいが、 手続きがわからなかったり、利用しにくいから	合計
母子・父子自立支援員への相談	158	12.0	16.5	28.5
母子父子寡婦福祉資金の貸付	202	10.9	17.3	28.2
自立支援教育訓練給付金事業	194	11.3	16.5	27.8
高等職業訓練促進給付金事業	200	12.5	18.5	31.0
ひとり親家庭等高等学校等就学支援金	166	10.2	13.3	23.5

出典：個別調査（塩尻市）

（参考）自由記述より

■ 頼れる人の有無について

- 育児において家族の協力が得られず、何かあれば私1人で子どもを見なくてははいけません。そのたび仕事も休まなくてはならず、仕事もクビになりそうです。
- 家庭のことで自分が一杯一杯になってしまい、子どもにすぐに手を挙げてしまいます。その時に少しでも誰かに見てもらい、自分の中で気持ちを整理したいが預けられる先が無いので、どうすればいいのかわかりません。

■ 就労状況・転職希望について

- いつまで経っても派遣や契約社員から抜け出せず、その都度仕事を変えなければならない状況です。早く安心できる職場が見つければいいと思います。

■ 養育費について

- 相手に断られてどうしようもなかったもので、養育費を義務化してほしいです。
- 養育費の未払いが無くなるような制度を作してほしいです。

■ 子どもの世話について

- 仕事、子育て、家事が全て1人でやらねばならず、子どもの要求や欲求を叶えてあげられないです。一緒に遊んであげられる時間も少ないし、抱っこしてあげられる時間も少ないし、宿題を十分に見てあげる時間も少ないです。

■ 学校以外の勉強について

- 塾に行きたいと言われても、行かせてあげられないです。もっと勉強したいと言われても、どうしていいのかわかりません。
- 帰宅が21時を過ぎると子どもはすでに寝ています。他の家庭に比べると家庭学習に差があると感じているものの、そこに時間が割けません。

■ 進学について

- 子どもが進学したがった時に何もしてやれなかったことが一番悔やまれます。結局あきらめて就職をしました。
- 高校・大学と経済的理由であきらめたりしてほしくないです。

■ 支援制度について

- 自分なりに調べて手続きはしましたが、公的な援助を全て受けているのかわかりません。

2-3 現状と課題の整理

(1) 相対的貧困家庭では、経済・時間の不足から、子ども・保護者の生活環境が整わない現状があります。

【各種データより】

- ・国の調査では、子どもの7人に1人が貧困状態にあり、塩尻市も国と同程度の割合で貧困状態があると考えられます。
- ・相対的貧困家庭の約半数は、ひとり親家庭となっています。
- ・相対的貧困家庭の保護者は、ひとり親や非正規雇用である割合が高く、転職ニーズも大きくなっています。
- ・離婚によるひとり親家庭の多くが養育費を受け取っていない状況にあります。
- ・相対的貧困家庭では、食事が規則正しく摂れていない傾向があります。

(2) 相対的貧困家庭では、子どもの学習や体験の不足により、社会を生き抜く力を身につけることが困難となり、貧困の連鎖の要因になっています。

【各種データより】

- ・貧困は連鎖する傾向があります。
- ・相対的貧困家庭は、親子間の関わりが少なく、室内遊び、塾・習い事の活動が少なくなっています。また、子どもの家事負担が大きくなっています。
- ・一般家庭と相対的貧困家庭とを比べると学校以外の勉強時間に大差はありませんが、成績には差が出ています。
- ・良質な就学前教育は、貧困の予防にもつながると考えられます。
- ・相対的貧困家庭は、子どもの進学に関して経済的な理由から躊躇している割合が高くなっています。
- ・高校卒業後の進路は、世帯の経済力に大きく影響を受けます。
- ・相対的貧困家庭の子育ての悩みは、教育に関する経済的なものが多くなっています。

(3) 相対的貧困家庭への社会的支援が不足する傾向があり、また、早期の支援が必要にもかかわらず、必要な支援が届いていない可能性があります。

【各種データより】

- ・相対的貧困家庭は、孤立する傾向があります。
- ・ひとり親家庭など、支援が必要な家庭に、支援が届いていない可能性があります。

3-1 基本目標（目指すまちの姿）

**すべての子どもが、生まれた環境によらず、
現在と未来に希望を持てるまち**

相対的貧困*の状況にある家庭の子どもは、養育環境、経済状況等様々な要因により、進学等の将来への希望を持ちにくい傾向があり、結果として次世代の貧困を生みやすい状況にあります。

そのような状況を改善していくためには、相対的貧困*の状況にある家庭の「現在」の養育環境を整えていくこと、貧困の連鎖を断つため子どもの「未来」への支援を行っていくことが重要です。

また、子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域全体で課題を解決するという意識を強く持ち、関係機関等が連携していく「支援体制づくり」も重要です。

本市では、子どもを中心に据え、子どもが「現在」から「未来」へ希望を持てるよう「支援体制づくり」を行い、早期の包括的な支援による基本目標の実現に取り組んでいきます。

3-2 基本方針

基本方針 1

生活の安定のための支援により、家庭の養育環境を整える

- 生活困窮に直面している世帯に対する経済的及び生活上の支援（各種手当、支援金、減免制度等）を確実に行き届けます。
- 妊娠期から保護者の心身の状況や養育環境を把握しながら、必要に応じた各種支援サービスにつなげます。
- ひとり親世帯等の所得向上につながる取組（就労機会の確保、資格取得費用の補助、事業者の理解促進等）を総合的に推進します。
- 保護者の心身、経済状況等に合わせた適切な相談支援を実施します。

基本方針 2

子どもの「学び」と「経験」を保障し、未来を切り拓く力を育む

- 成長段階（就学前～18歳）ごとに、教育、学習・多様な経験の機会や居場所を提供します。
- 経済的な理由によらず、子どもが進路選択の希望を実現していけるよう、多様な支援を行います。

基本方針 3

関係機関の連携により、切れ目のないきめ細かな支援を行う

- 子どもの成長段階に応じ、関係する機関の子ども、家庭の相談体制の充実を図ります。
- 子どもや保護者の状況に合わせ、分野横断的な連携体制を構築し、関係機関と情報、ノウハウ等の共有を図るネットワーク機能を強化します。
- 支援を必要とする子ども、家庭への情報発信を強化するとともに、子どもの貧困に対する社会全体（地域、企業、NPO*、学校等）の理解を深める情報発信を推進します。

3-3 本計画の施策体系



3-4 本計画の進捗状況の把握

(1) 計画の点検・評価

本計画は、子どもの養育環境を整備し、貧困の連鎖を断っていくことで、子どもが生まれた環境によらず、現在と未来に希望が持てる状況を実現していくことを目的としています。

このため、計画の点検・評価は、計画全体で成果を上げられているかという視点、施策ごとに活動量が確保されているかという視点で把握していきます。計画全体の成果は、評価指標で把握すると同時に、参考数値を踏まえて状況を詳細に分析します。活動量は、活動指標で状況を分析します。

分析した状況は、子ども・若者応援協議会*に諮り、進捗状況の点検・評価を行います。

	評価指標	参考数値	活動指標
位置	基本目標のレベル	基本方針のレベル	施策のレベル
点検・評価の時期	令和6年度 (計画更新に合わせて)		毎年
役割	施策の成果を把握すること	施策の成果を分析すること	施策の実施状況を把握すること

(2) 指標の設定

① 評価指標

指標名	単位	全国 (年度)	塩尻市		説明
			現状値 (年度)	方向性	
子どもの貧困率	%	13.5 (H30)	13.5 (R3)	↓下げる	全体調査（塩尻市） ※国とは定義が異なる
ひとり親世帯の貧困率	%	48.1 (H30)	46.0 (R3)	↓下げる	個別調査（塩尻市） ※国とは定義が異なる
「生活費全般の確保」を日常生活の悩みと感じるひとり親世帯の割合	%	—	56.4 (R3)	↓下げる	個別調査
「子どもの将来の進学に向けた学費の確保」を日常生活の悩みと感じるひとり親世帯の割合	%	—	69.2 (R3)	↓下げる	個別調査

② 活動指標

指標名	単位	現状値（年度）	目標値（R6）	担当課等
ひとり親家庭等高等学校等就学支援金受給人数	人	37 (R2)	50	家庭支援課
奨学資金の貸付件数	件	3 (R2)	10	教育総務課
子育て支援ショートステイ事業利用日数(延べ)	日	17 (R2)	50	家庭支援課
ファミリー・サポート・センター事業利用者数(延べ)	人	616 (R2)	790	こども課 (塩尻市元気っ子育成プランⅢ)
母子・父子自立支援員*相談受付件数	件	881 (R2)	1,350	家庭支援課 (第五次塩尻市総合計画)
高等職業訓練給付金の受給者数	人	4 (R2)	5	家庭支援課
自立支援教育訓練給付金の受給者数	人	3 (R2)	5	家庭支援課
子どもの学習・生活支援の利用者数	人	—	30	家庭支援課
子どもの居場所づくり事業補助金*交付件数	件	—	8	家庭支援課
CAP研修*実施校数	校	3 (R2)	3	社会教育スポーツ課
ひとり親世帯に対する入学祝金支給件数(児童数)	件	88 (R2)	88	家庭支援課
高校訪問実施校数	校	9 (R3)	15	家庭支援課
あんしんサポートルーム*利用者数	人	3,790 (R2)	4,500	健康づくり課
子どもの貧困対策ケースワーカー担当ケース数	件	—	60	家庭支援課
子と親の心の支援員*相談対応件数	件	742 (R2)	750	教育総務課
子育て支援連絡会*実施回数	回	12 (R2)	12	家庭支援課
アセスメント会議*実施回数	回	12 (R2)	12	家庭支援課
ひとり親メール*配信件数	件	9 (R2)	24	家庭支援課
広報等による啓発活動実施件数	件	—	10	家庭支援課

③ 参考数値

【基本方針 1 生活の安定のための支援により、家庭の養育環境を整える】

指標名	単位	全国（年度）	塩尻市 現状値（年度）	説明
養育費の取決めをしている割合 （母子世帯）	%	42.9（H28）	63.9（R3）	個別調査（塩尻市）
養育費を受け取っていない 子どもの割合（母子世帯）	%	69.8（H28）	61.3（R3）	個別調査（塩尻市）
養育費の取決めをしている割合 （父子世帯）	%	20.8（H28）	33.3（R3）	個別調査（塩尻市）
養育費を受け取っていない 子どもの割合（父子世帯）	%	90.2（H28）	86.4（R3）	個別調査（塩尻市）
電気料金の未払い経験 （全世帯）	%	5.3（H29）	3.1（R3）	全体調査（塩尻市）
ガス料金の未払い経験 （全世帯）	%	6.2（H29）	1.8（R3）	全体調査（塩尻市）
水道料金の未払い経験 （全世帯）	%	5.3（H29）	2.2（R3）	全体調査（塩尻市）
食料が買えない経験 （全世帯）	%	16.9（H29）	10.4（R3）	全体調査（塩尻市）
衣類が買えない経験 （全世帯）	%	20.9（H29）	13.9（R3）	全体調査（塩尻市）
電気料金の未払い経験 （ひとり親世帯）	%	14.8（H29）	12.6（R3）	個別調査（塩尻市）
ガス料金の未払い経験 （ひとり親世帯）	%	17.2（H29）	10.4（R3）	個別調査（塩尻市）
水道料金の未払い経験 （ひとり親世帯）	%	13.8（H29）	11.7（R3）	個別調査（塩尻市）
食料が買えない経験 （ひとり親世帯）	%	34.9（H29）	45.3（R3）	個別調査（塩尻市）
衣類が買えない経験 （ひとり親世帯）	%	39.7（H29）	52.2（R3）	個別調査（塩尻市）
親の就業率 （母子家庭）	%	80.8（H27）	93.5（R3）	個別調査（塩尻市）
親の正規雇用の割合 （母子家庭）	%	44.4（H27）	34.6（R3）	個別調査（塩尻市）
親の就業率 （父子家庭）	%	88.1（H27）	100.0（R3）	個別調査（塩尻市）
親の正規雇用の割合 （父子家庭）	%	69.4（H27）	50.0（R3）	個別調査（塩尻市）

【基本方針 2 子どもの「学び」と「経験」を保障し、未来を切り拓く力を育む】

ひとり親家庭の 子どもの高等学校等進学率	%	95.9（H28）	93.9（R3）	個別調査（塩尻市）
ひとり親家庭の 子どもの大学等進学率	%	58.5（H28）	75.0（R3）	個別調査（塩尻市）

第4章

施策の展開

基本方針1 生活の安定のための支援により、家庭の養育環境を整える

- 生活困窮に直面している世帯に対する経済的及び生活上の支援（各種手当、支援金、減免制度等）を確実に行き届けます。
- 妊娠期から保護者の心身の状況や養育環境を把握しながら、必要に応じた各種支援サービスにつなげます。
- ひとり親世帯等の所得向上につながる取組（就労機会の確保、資格取得費用の補助、事業者の理解促進等）を総合的に推進します。
- 保護者の心身、経済状況等に合わせた適切な相談支援を実施します。

基本方針	施策	主な事業	ページ
1 生活の安定のための支援により、家庭の養育環境を整える	1 経済的支援	a 保育料の負担軽減	30 ページ
		b 小・中学校の就学支援	
		c 高等学校、大学等の修学支援	
		d 各種経済的支援制度の実施	
		e 養育費の確保の推進	
	2 妊娠・出産・子育ての支援	a 妊娠・出産期からの相談・切れ目のない支援	32 ページ
		b 特定妊婦等困難を抱えた女性の把握と支援	
		c 家庭での養育が一時的に困難となった子どもへの支援	
		d 育児負担を軽減する預かりサービスの充実	
		e 里親制度の啓発・推進	
	3 生活の支援	a 生活の自立に向けた支援	34 ページ
		b 住宅に関する支援	
		c 食生活に関する支援	
		d 児童養護施設*等を退所した子ども・家庭への支援	
		e 家事・育児に関する支援	
	4 保護者の就労支援	a ひとり親世帯の就労支援	36 ページ
b 生活困窮世帯の就労支援			
c 家庭と仕事を両立できる環境づくりの推進			

施策 1 経済的支援

子どもとその保護者が安心して暮らせる生活環境を実現するため、子どもの成長段階、家庭の状況等に応じて経済的負担を軽減し、家庭の養育環境の改善に取り組みます。

主な対象者

・多子世帯、ひとり親世帯、住民税非課税世帯等の生活困窮世帯の保護者 など

	主な事業	担当課
a	保育料の負担軽減 国基準の無償化に加えて、「多子世帯を応援するにぎやか家庭応援事業」*により無償化を拡大します。 (関連事業：幼児教育・保育の無償化)	こども課
	子ども・子育て支援新制度に未移行の幼稚園に通う子どものうち、幼稚園がひとり親世帯、低所得世帯及び多子世帯について副食費*の減免を行った場合、当該幼稚園に対し、副食費*に係る実費徴収の補助を行います。 (関連事業：私立幼稚園等に対する副食費*補足給付事業、多子世帯を応援するにぎやか家庭応援事業*)	こども課
b	小・中学校の就学支援 就学援助*制度が活用されるよう、きめ細かな周知、広報等を行い、生活困窮世帯に対し、就学援助*費を支給します。また、新入学学用品費の前倒し支給を行います。 (関連事業：就学援助*費の支給)	教育総務課
	障がいのある子どもが小学校・中学校の特別支援学級で学ぶ際の教育関係経費について、家庭の経済状況等に応じて特別支援教育就学奨励費*を支給します。 (関連事業：特別支援教育就学奨励費*の支給)	教育総務課
c	高等学校、大学等の修学支援 ひとり親世帯に対して高等学校等の教材費や通学費を助成します。 (関連事業：ひとり親家庭等高等学校等就学支援金)	家庭支援課
	生活困窮世帯・ひとり親世帯への高等学校、大学等への進学費用の貸付制度を周知します。併せて、貸付制度を利用した世帯に対する利子の補給を行います。 (関連事業：【県】母子父子寡婦福祉資金(修学資金貸付)*、【社協】生活福祉資金貸付事業*)	家庭支援課 (県)
	奨学金の貸付等により高等学校、大学等における修学を支援します。 (関連事業：奨学金相談会、奨学資金貸付制度、奨学金返還支援補助金*)	教育総務課 産業政策課
d	各種経済的支援制度の実施 家庭等における生活の安定や次代を担う児童の健全な育成に資するため、15歳の誕生日後の最初の3月31日までの子どもを養育する者に対して、児童手当を支給します。 (関連事業：児童手当)	福祉課
	父母の離婚などにより、子どもを養育しているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、子どもの福祉の増進を図るため、18歳の誕生日後の最初の3月31日までの子どもを養育する者に対して、児童扶養手当*を支給します。 (関連事業：児童扶養手当*)	家庭支援課
	18歳以下の子ども及び母子・父子世帯の保護者等の医療費負担を軽減します。 (関連事業：福祉医療費給付金制度)	福祉課
e	養育費の確保の推進 養育費について、関係機関(法テラス*、無料弁護士相談、公証役場*)につなぐほか、離婚前からの相談支援の充実や養育費確保に係る施策を推進します。	家庭支援課

【活動指標】

指標名	単位	現状値（年度）	目標値（R6）	担当課等
ひとり親家庭等高等学校等就学 支援金受給人数	人	37 (R2)	50	家庭支援課
奨学資金の貸付件数	件	3 (R2)	10	教育総務課

施策2 妊娠・出産・子育ての支援

妊娠期から保護者の心身の状況、養育環境等を把握しながら、様々な困難を抱える妊婦・家庭を支援することで、家庭の養育環境を支えます。また、養育に大きな困難を抱える家庭の子どもを社会全体で養育する体制づくりを推進します。

主な対象者

・妊娠～出産期の女性、子育て中の保護者 など

	主な事業	担当課
a	妊娠・出産期からの相談・切れ目のない支援 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うため、子育て世代包括支援センター*を運営します。また、身近な相談場所として、市内2か所に常設のあんしんサポートルーム*を、市内4か所に出張あんしんサポートルーム*を設置し、保健師、助産師等が相談支援を行います。さらに、妊産婦健康診査・乳幼児健康診査、乳児家庭全戸訪問事業などを通じて養育環境の把握を行い、養育支援訪問*などにつなげます。 (関連事業：子育て世代包括支援センター*、あんしんサポートルーム*、妊産婦健康診査・乳幼児健康診査、乳児家庭全戸訪問事業、宿泊型産後ケア事業*、母乳相談等助成事業)	健康づくり課
	子育て世代包括支援センター*及び子ども家庭総合支援拠点*を運営し、相談支援を行います。また、養育支援訪問*を行います。 (関連事業：子ども家庭総合支援拠点*、養育支援訪問*)	健康づくり課 こども課 家庭支援課
b	特定妊婦等困難を抱えた女性の把握と支援 マタニティーサポーター*及び母子保健コーディネーター*を配置し、ハイリスク妊婦(身近に相談者がいないため不安を抱えたまま出産を迎える妊婦、若年妊婦、複雑な家庭環境の妊婦等)を支援します。妊娠届時のアンケートでリスクを点数化した上で、アセスメント会議*を実施し、適切な支援につなげます。 (関連事業：マタニティーサポーター*、アセスメント会議*)	健康づくり課
	アセスメント会議*の結果を受け、必要に応じて、助産施設*、母子生活支援施設*への入所措置を行います。 (関連事業：助産施設*、母子生活支援施設*への入所措置)	家庭支援課
c	家庭での養育が一時的に困難となった子どもへの支援 保護者の様々な状況により、一時的に子育てができない児童を数日間、児童養護施設*などで預かります。 (関連事業：子育て支援ショートステイ事業)	家庭支援課
d	育児負担を軽減する預かりサービスの充実 民間施設(小規模保育所)の設置を支援し、未満児の受入れ枠を拡大する等、ニーズに応じた保育サービスの量を適切に確保します。 (関連事業：保育事業への新規参入を促進するための事業)	こども課
	保育園を定期的に利用していない乳幼児を、保護者が一時的に保育できない場合に、保育園で一時的に預かります。また、日曜又は休日における保育も実施します。 (関連事業：一時的保育(デイ保育)、休日保育)	こども課
	子育ての手助けが必要な人と手助けをしたい人を結ぶファミリー・サポート・センター事業を運営し、市民の支え合いによる子育てを支援します。 (関連事業：ファミリー・サポート・センター事業)	こども課
	放課後等に就学児童を施設で預かることで、児童の生活と安全を守りながら、仲間との遊びの中で健全な発達を促します。 (関連事業：児童クラブ・放課後キッズクラブ*・放課後児童教室)	教育総務課
e	里親制度の啓発・推進 児童相談所と連携し、里親制度の啓発、里親への支援を実施します。(関連事業：里親制度)	家庭支援課

【活動指標】

指標名	単位	現状値（年度）	目標値（R6）	担当課等
子育て支援ショートステイ事業利用日数（延べ）	日	17（R2）	50	家庭支援課
ファミリー・サポート・センター事業利用者数（延べ）	人	616（R2）	790	こども課 （塩尻市元気っ子育成プランⅢ）

施策3 生活の支援

複合的な課題を抱える生活困窮世帯等に対し、家計、住環境、食生活等に着目しながら、家庭の状況に応じ、自立に向けた支援を行います。また、児童養護施設*退所後の家庭の養育環境を整える支援を推進します。

主な対象者

・生活困窮世帯、障がい者世帯、ひとり親世帯等の保護者 など

	主な事業	担当課
a	生活の自立に向けた支援 生活困窮世帯に対して、相談支援、就労準備支援、家計改善支援による一体的な支援を行います。 (関連事業：まいさぼ*の運営、自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業)	福祉課
	母子・父子自立支援員*による生活相談により、ひとり親世帯の生活の安定と自立を支援します。 (関連事業：母子・父子自立支援員*)	家庭支援課
	低所得世帯や障害者世帯等に無利子または低利で福祉資金・教育支援資金等の貸付を行う塩尻市社会福祉協議会の生活福祉資金貸付事業*の利用者に対して、利子を補助します。 (関連事業：生活福祉貸付金利子補給*金、【社協】生活福祉資金貸付事業*)	福祉課
b	住宅に関する支援 母子世帯等に対して、市営住宅への入居について優先的に選考します。また、県営住宅への優先入居に関する情報を周知します。さらに、高等職業訓練を受けているひとり親世帯への住宅資金や転宅資金の貸付制度を周知します。 (関連事業：【県】母子父子寡婦福祉資金(住宅資金・転宅資金貸付)*)	家庭支援課 (建築住宅課) (県)
	離職等により家賃の支払いが困難となり、住居を失う恐れがある者に対して、就職に向けた活動を行うことなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。 (関連事業：住居確保給付金)	福祉課
c	食生活に関する支援 保育所及び小中学校にて、食事の提供や栄養管理を行い、子どもの健やかな発育・発達を支援します。 (関連事業：保育園での給食、小学校・中学校での給食)	こども課 教育総務課
	食に関する民間の支援、サービスに関する情報発信を行います。 (関連事業：【NPO*、市民団体等】こども食堂、フードバンク、フードドライブ、宅食サービス)	家庭支援課 福祉課
d	児童養護施設*等を退所した子ども・家庭への支援 児童養護施設*等を退所した子どものアフターケアの推進をするため、児童相談所と連携しながら、定期的な子ども及び家庭の状況確認、保護者への相談・支援を実施します。	家庭支援課
e	家事・育児に関する支援 家事、育児等に対して不安を抱えている子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー*等がいる家庭等へ支援員が訪問し、保護者の悩みを聴くとともに、家事、育児等の支援を行う施策を検討します。 (関連事業：子育て世帯訪問支援臨時特例事業、ひとり親日常生活支援事業)	家庭支援課

【活動指標】

指標名	単位	現状値（年度）	目標値（R6）	担当課等
母子・父子自立支援員*相談受付件数	件	881 (R2)	1,350	家庭支援課 (第五次塩尻市総合計画)

施策4 保護者の就労支援

家庭と仕事の両立など、ひとり親等が抱える課題に対し、保護者の就労支援を推進します。また、様々な家庭状況についての理解が進むよう、事業者等への啓発や支援を推進します。

主な対象者

・ひとり親世帯、生活困窮世帯（生活保護受給世帯）の保護者 など

	主な事業	担当課
a	ひとり親世帯の就労支援 母子・父子自立支援員*による就労相談により、ひとり親世帯の生活の安定と自立を支援します。メール配信等により、就労相談会等の実施を周知します。また、県やハローワーク*との連携を推進します。 （関連事業：母子・父子自立支援員*、就労相談会、【県】就労支援員*による職業相談、面接同行支援、【ハローワーク*】子育てと仕事の両立を希望する方の就職支援）	家庭支援課 (県)
	収入の向上につなげるための資格取得にむけた相談支援を行います。また、技能習得に向けて給付金の支給等を行い、経済的自立を支援します。 （関連事業：高等職業訓練給付金（生活費支援）、自立支援教育訓練給付金（受講料支援）、母子父子寡婦福祉資金（生活費）、【長野県社会福祉事業団】ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業）	家庭支援課
	失業時に生活費の貸付を行います。また、児童扶養手当*を受給しているひとり親のJR通勤定期乗車券の特別割引の周知を行います。 （関連事業：母子父子寡婦福祉資金（生活費）の貸付）	家庭支援課
	ひとり親等就労に時間的な制約がある人が、好きな時間に好きなだけ安心して働ける地域就労支援を実施します。 （関連事業：【塩尻市振興公社】自営型テレワーク推進事業 KADO（カドー）*）	官民連携 推進課
b	生活困窮世帯の就労支援 生活困窮世帯に対して、就労支援員*・ケースワーカー*による支援を行います。 （関連事業：就労支援員*・ケースワーカー*による支援、【国・県】キャリアコンサルティングを定期的に行われる仕組みの普及、【国】キャリアアップ助成金制度）	福祉課 (国・県)
c	家庭と仕事を両立できる環境づくりの推進 長時間労働の是正や多様な就労形態の充実などの働き方改革が進むよう、事業者向けの啓発や支援などを行います。 （関連事業：事業者向けの周知・啓発、【県】職場いきいきアドバンスカンパニー認証制度）	産業政策課

【活動指標】

指標名	単位	現状値（年度）	目標値（R6）	担当課等
高等職業訓練給付金の受給者数	人	4 (R2)	5	家庭支援課
自立支援教育訓練給付金の受給者数	人	3 (R2)	5	家庭支援課

基本方針 2 子どもの「学び」と「経験」を保障し、未来を切り拓く力を育む

- 成長段階（就学前～18歳）ごとに、教育、学習・多様な経験の機会や居場所を提供します。
- 経済的な理由によらず、子どもが進路選択の希望を実現していけるよう、多様な支援を行います。

基本方針	施策	主な事業	ページ
2 子どもの「学び」と「経験」の保障し、未来を切り拓く力を育む	1 成長段階に応じた学習等の支援	a 幼児期の教育・保育の質の向上	38 ページ
		b 家庭環境等を踏まえた学校体制の構築	
		c 学校教育による学習の充実	
		d 放課後等の学習支援	
		e 安心して過ごせる居場所づくりの推進	
		f 多様な体験活動の機会の提供	
		g 子どもの学習・生活支援の実施	
		h ヤングケアラーに対する支援	
	2 子どもの進学・進路選択に関する支援	a 子どもの社会的自立のための支援	40 ページ
		b 支援が必要な子どもに対する進路選択の支援	
		c 進学費用等の負担軽減	
		d 高校中退者等への支援	

施策 1 成長段階に応じた学習等の支援

子どもが自分らしい人生を切り拓いていく力を身につけられるよう、子どもの成長段階や家庭の状況に応じた教育、学習・多様な経験の機会、居場所を提供することで、貧困の連鎖を防ぎます。

主な対象者

- ・ 0歳から義務教育期間（概ね15歳程度）までを中心とした幼児、児童及び生徒
- ・ 複雑な家庭環境にある子どもとその保護者

	主な事業	担当課
a	幼児期の教育・保育の質の向上 保育士の処遇改善、研修等により、資質の向上、専門性を高めるほか、子育てに悩みや不安を抱える保護者の相談支援に取り組みます。また、小学校との連携を図ります。 (関連事業：元気っ子応援事業、幼・保・小連絡協議会*)	こども課 教育総務課 家庭支援課
	障がい等のある子どもの発達支援を行います。(関連事業：児童発達支援事業所*)	福祉課
b	家庭環境等を踏まえた学校体制の構築 児童・生徒の家庭環境を踏まえた学校体制の充実を図るとともに、スクールソーシャルワーカー*、子と親の心の支援員*等との連携により、家庭が福祉等の必要な支援につながる連携体制を構築します。 (関連事業：子と親の心の支援員*の配置、【県】スクールソーシャルワーカー*事業)	教育総務課 家庭支援課
c	学校教育による学習の充実 家庭環境等による学力の差が生じないよう、チームティーチング*、習熟度別指導、学力講師の配置等により、きめ細かい指導を行うほか、教育相談の充実を図ります。	教育総務課
	障がいのある子どもを含む特別な支援を必要とする子どもが、適切な教育や支援を受けられる環境を確保します。また、教職員研修を通して、支援が必要な子どもに対する理解を広めます。 (関連事業：特別支援講師*・支援介助員*・特別支援教育コーディネーター*の配置)	家庭支援課 (県)
d	放課後等の学習支援 コミュニティ・スクール*による学習支援等の充実を図ります。また、NPO*、フリースクール*等との連携により、学習支援を拡大していきます。(関連事業：放課後学習支援)	教育総務課
	6～18歳までの障がいのある子どもが、放課後や長期休暇中の通所による生活能力の向上訓練、社会コミュニティの交流機会の提供等を行います。 (関連事業：放課後等デイサービス*)	福祉課
	外国籍の子ども等を対象に、放課後日本語学級*を開催します。 (関連事業：放課後日本語学級*)	教育総務課
e	安心して過ごせる居場所づくりの推進 放課後、長期休業期間等において、地域における世代間の交流による食や学習の提供等を通じて、子どもが安心して過ごせる居場所づくりを、地域、NPO*等と連携し、推進します。 (関連事業：子どもの居場所づくり事業補助金*)	教育総務課 家庭支援課 社会教育スポーツ課 地域づくり課
f	多様な体験活動の機会の提供 市民団体、大学等と連携し、子どもが地域の行事、歴史・文化、食、ものづくり等の様々な体験をする場を充実させます。 (関連事業：こども未来塾等運営事業*、ひとり親当事者団体等に対する補助金)	家庭支援課 教育総務課 社会教育スポーツ課

g	子どもの学習・生活支援の実施 子どもの貧困対策ケースワーカー等の相談支援から学習・生活支援につなげます。教員 OB、社会福祉法人、地域等の人材が困窮家庭、ひとり親家庭を中心に支援を必要とする子どもの学習や生活の支援を行います。 (関連事業：子どもの貧困対策ケースワーカーの配置、子どもの学習・生活支援事業*)	家庭支援課
h	ヤングケアラーに対する支援 教育、福祉部門等と連携し、ヤングケアラー*に関する周知及び啓発を行い、早期発見による相談支援の実施、福祉サービス等の適切な支援へつなげます。	家庭支援課 教育総務課 福祉課 長寿課

【活動指標】

指標名	単位	現状値 (年度)	目標値 (R6)	担当課等
子どもの学習・生活支援の利用者数	人	—	30	家庭支援課
子どもの居場所づくり事業補助金*交付件数	件	—	8	家庭支援課

施策2 子どもの進学・進路選択に関する支援

子どもが希望する進路を選択できるよう、相談支援や家庭の状況に応じた進学・就労支援を行うことで、貧困の連鎖を防ぎます。

主な対象者

- ・小学生から高校生に該当する世代の子ども
- ・ひとり親世帯、生活困窮世帯に属する子ども

	主な事業	担当課
a	子どもの社会的自立のための支援 子どもが自らを守るようにするため、社会的自立に必要な知識や倫理観に関する教育を実施します。キャリア教育*として、子どもたちが、夢や勤労観・職業観を醸成し、目標を持って成長する能力を高めます。性教育として、子どもたちの発達段階に合わせ、性に関する適切な知識の習得を目指します。 (関連事業：キャリア教育*、性教育、いのちの輝き教室*)	教育総務課 社会教育スポーツ課 健康づくり課
	CAP 研修* (子どもを暴力から守るプログラム) を継続し、自分を守る力を養成します。 (関連事業：CAP 研修*)	社会教育スポーツ課
b	支援が必要な子どもに対する進路選択の支援 子どもの貧困対策ケースワーカー、子どもの学習・生活支援員*による進路相談を実施します。 (関連事業：子どもの貧困対策ケースワーカーの配置、子どもの学習・生活支援事業*)	家庭支援課
	ひとり親家庭の子どもに対し、高等学校卒業程度認定試験*合格のための講座受講費用への支援を行います。	家庭支援課
	生活困窮世帯に対し、ケースワーカー*が家庭訪問等し、進路相談を行います。 (関連事業：ケースワーカー*の配置)	福祉課
	児童養護施設*等に入所中の子どもに対し、要保護児童対策地域協議会*を活用し、児童相談所、児童養護施設*等と連携し、退所を見据えた支援、退所後の支援を行います。	家庭支援課 (県)
c	進学費用等の負担軽減 生活困窮世帯に対し、奨学金の案内等の家計改善支援を行います。	福祉課
	生活保護受給世帯の高校生の就労収入を収入として認定しない取扱いを行います。また、生活保護受給世帯の進学のための進学準備給付金、子どもの分の住宅扶助額を減額しない取扱いを行います。	福祉課
	ひとり親世帯の子どもが小・中学校へ入学する際に、祝い金を支給します。 (関連事業：ひとり親家庭児童入学祝金)	家庭支援課
d	高校中退者等への支援 高等学校等と連携し、中退のおそれのある生徒及び中退した生徒に対し、進路、就労等に関する情報提供を含む必要な支援を行います。 (関連事業：元気っ子応援事業*、若者サポート事業)	家庭支援課

【活動指標】

指標名	単位	現状値（年度）	目標値（R6）	担当課等
CAP 研修*実施校数	校	3 (R2)	3	社会教育スポーツ課
ひとり親世帯に対する入学祝金支給件数(児童数)	件	88 (R2)	88	家庭支援課
高校訪問実施校数	校	9 (R3)	15	家庭支援課

基本方針 3 関係機関の連携により、切れ目のないきめ細かな支援を行う

- 子どもの成長段階に応じ、関係する機関の子ども、家庭の相談体制の充実を図ります。
- 子どもや保護者の状況に合わせ、横断的な連携体制を構築し、関係機関と情報、ノウハウ等の共有を図るネットワーク機能を強化します。
- 支援を必要とする子ども、家庭への情報発信を強化するとともに、子どもの貧困に対する社会全体（地域、企業、NPO*、学校等）の理解を深める情報発信を推進します。

基本方針	施策	主な事業	ページ
3 関係機関の連携により、切れ目のないきめ細かな支援を行う	1 相談体制の充実	a 子ども家庭総合支援拠点*の運営	43 ページ
		b 妊娠・出産期からの相談体制の充実	
		c 学校等での相談体制の充実	
		d 子どもを中心としたケースワークの充実	
		e 相談職員の資質向上に関する取組	
	2 支援が必要な子ども・家庭を支える連携体制の充実	a 子どもの貧困に関する組織のネットワーク化	44 ページ
		b 関係機関との連携による支援が必要な子ども・家庭の支援	
		c 相談支援システムの導入による庁内連携の推進	
		d 情報連携によるプッシュ型の支援	
	3 情報発信の充実	a 支援を必要とする子ども・家庭への情報発信	45 ページ
		b 子どもの貧困対策に係る啓発活動の実施	

施策 1 相談体制の充実

様々な困難を抱える子どもや家庭が、孤立することがないように、各々の課題を早期に発見し、必要な支援につなぐ相談体制の充実を図ります。また、相談職員の資質向上や専門性を高めるため、研修の実施などによる相談体制の強化を図ります。

主な対象者

- ・妊娠、出産、子育て等に悩みを抱えている保護者
- ・学校、家庭等で悩みを抱えている子ども

	主な事業	担当課
a	子ども家庭総合支援拠点*の運営 子どもに関わる様々な悩みに専門的な立場で相談に応じる、子ども家庭総合支援拠点*を運営します。家庭支援課に、保健師、社会福祉士等を配置し、関係機関とのネットワークとチーム力を活かした相談支援を推進します。 (関連事業：子ども家庭総合支援拠点*の設置)	家庭支援課
	ひとり親支援に係るワンストップ窓口を運営します。	家庭支援課
	課題への対応力を高めるため、チームで検討する機会を充実するとともに、研修等を通じて一人ひとりの相談員の資質を向上させます。	家庭支援課
b	妊娠・出産期からの相談体制の充実 子育て世代包括支援センター*を核に各種支援機関の連携を推進します。 (関連事業：妊産婦健康診査、乳幼児健康診査、乳児家庭全戸訪問事業、子育て世代包括支援センター*、あんしんサポートルーム*)	健康づくり課
c	学校等での相談体制の充実 スクールカウンセラー* (SC) 及び子と親の心の支援員*を小・中学校に派遣し、学校と連携しながら相談支援を行います。 (関連事業：【県】スクールカウンセラー*事業、子と親の心の支援員*)	教育総務課 (県)
	スクールソーシャルワーカー* (SSW) を教育委員会に配置し、子どもの貧困対策等について学校等との連携を強化します。 (関連事業：【県】スクールソーシャルワーカー*事業)	家庭支援課 (県)
d	子どもを中心としたケースワークの充実 子どもの貧困対策ケースワーカーを配置し、子どもの貧困に係る課題を抱えている家庭を中心に、子どものライフステージに応じたきめ細かな支援を行います。	家庭支援課
e	相談職員の資質向上に関する取組 関係する部署への専門職配置を推進するほか、研修会等への参加、関係機関との意見交換等を通じ、相談職員の資質向上を図ります。	家庭支援課 教育総務課 こども課 社会教育スポーツ課 福祉課 健康づくり課

【活動指標】

指標名	単位	現状値 (年度)	目標値 (R6)	担当課等
あんしんサポートルーム*利用者数	人	3, 790 (R2)	4, 500	健康づくり課
子どもの貧困対策ケースワーカー担当ケース件数	件	—	60	家庭支援課
子と親の心の支援員*相談対応件数	件	742 (R2)	750	教育総務課

施策2 支援が必要な子ども・家庭を支える連携体制の充実

貧困によって生じる様々な困難を抱える子どもや家庭を誰一人取り残さないよう、関連機関との連携や庁内連携を強化することで、切れ目のない支援・きめ細かな支援を届ける体制を構築します。

主な対象者

- ・児童福祉関連機関における相談窓口等
- ・支援が行き届かない家庭

	主な事業	担当課
a	子どもの貧困に関する組織のネットワーク化 子ども・若者応援協議会*、こどもの未来応援協議会*をプラットフォームとし、子どもの貧困に関する情報の共有、施策の検討等を行います。 (関連事業：子ども・若者応援協議会*、こどもの未来応援協議会*)	家庭支援課
b	関係機関との連携による支援が必要な子ども・家庭への支援 要保護児童対策地域協議会*、元気っ子応援事業*、各種相談窓口等の連携により、支援が必要な子ども・家庭を把握し、支援につなげます。 (関連事業：元気っ子応援事業*、要保護児童対策地域協議会*、各種相談窓口、子育て支援連絡会*、アセスメント会議*)	家庭支援課
c	相談支援システムによる庁内連携の推進 各種相談窓口等で受けた子どもに関する相談の情報を連携し、相談支援の充実を図ります。	家庭支援課 教育総務課 社会教育スポーツ課 福祉課 長寿課
d	情報連携によるプッシュ型の支援 子ども、家庭に係る情報の連携により給付等の支援が必要な家庭を把握し、プッシュ型の支援を推進します。 国の推進する「貧困状態の子供の支援のための教育・福祉等のデータベース」の構築と連動し、困難を抱える子ども、家庭を早期に把握し、効果的に支援を届ける方策を検討します。 (関連事業：個人情報の連携の推進、各種手当等のプッシュ型による給付の実施)	家庭支援課 教育総務課 こども課 社会教育スポーツ課 福祉課 健康づくり課

【活動指標】

指標名	単位	現状値(年度)	目標値(R6)	担当課等
子育て支援連絡会*実施回数	回	12(R2)	12	家庭支援課
アセスメント会議*実施回数	回	12(R2)	12	家庭支援課

施策3 情報発信の充実

子育てに関するサービス等の情報を得ることが困難な家庭に向けた情報発信を強化するとともに、子どもの貧困に関する地域全体の理解を深める啓発活動を推進します。

主な対象者

- ・ひとり親世帯、生活困窮世帯等支援を必要とする世帯の子ども及び保護者
- ・地域、企業、教育現場等

	主な事業	担当課
a	支援を必要とする子ども・家庭への情報発信 市の広報やホームページ、SNS*、パンフレット、ひとり親メール*などの媒体を使い、子どもの貧困対策に関する情報を、支援を必要とする子ども、家庭に向け発信します。 (関連事業：各種媒体による情報発信、子どもの貧困対策パンフレット等の作成)	家庭支援課
b	子どもの貧困対策に係る啓発活動の実施 子ども・若者応援協議会*、こどもの未来応援協議会*等をプラットフォームとして、関係団体に啓発活動を行うほか、講演会等の開催により、市民への啓発を行います。また、保育園、学校職員等への周知及び啓発を行います。 (関連事業：子ども・若者応援協議会*、こどもの未来応援協議会*)	家庭支援課

【活動指標】

指標名	単位	現状値(年度)	目標値(R6)	担当課等
ひとり親メール*配信件数	件	9(R2)	24	家庭支援課
広報等による啓発活動実施件数	件	—	10	家庭支援課

1 本計画の策定経過

期日	会議名称	内容
令和3年 7月16日	第1回塩尻市子ども・若者応援協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問 ・ 子どもの貧困対策推進計画について ・ 各機関の現状及び課題について
7月8日～ 7月20日	全体調査（小学5年、中学2年）	
8月2日～ 8月30日	全体調査（高校2年）	
8月25日～ 9月15日	個別調査	
10月7日	第2回塩尻市子ども・若者応援協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ アンケート調査の報告 ・ 計画骨子案について ・ 施策の方向性について
11月11日	第3回塩尻市子ども・若者応援協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画素案について
12月21日	政策調整プロジェクト会議①	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画素案について
12月28日 ～令和4年 1月17日	パブリックコメント手続による 意見募集	<ul style="list-style-type: none"> ・ 意見3件
令和4年 1月13日	第4回塩尻市子ども・若者応援協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画案について ・ パブリックコメントについて ・ 答申について
1月19日	答申	
1月25日	政策調整プロジェクト会議②	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画案について
2月3日	庁議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画案について
2月8日	議員全員協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画案について

2 塩尻市子ども・若者応援協議会

【委員】

団体名	役職	氏名
信州大学 教職支援センター	准教授	(会長) 荒井 英治郎
松本大学 総合経営学部	専任講師	(副会長) 今村 篤史
塩尻市公民館運営協議会	会 長	赤津 勝広
塩尻市校長会	会 長	中沢 寛
塩尻市保育会	会 長	清水 美津
塩尻市民生児童委員協議会	副会長	山崎 昭子
塩尻市要保護児童対策地域協議会	会 長	太田 秀保
塩尻市社会福祉協議会	地域福祉推進 センター長	古畑 理恵
児童養護施設つつじが丘学園	園 長	川瀬 勝敏
特定非営利活動法人ジョイフル	理事長	横山 久美
特定非営利活動法人NPOホットライン信州	専務理事	青木 正照
公益財団法人長野県みらい基金	理事長	高橋 潤
松本圏域障がい者総合相談支援センターW i s h	療育コーディネーター	池内 泰恵
ヤングハローワーク松本	統括職業指導官	篠田 直美
長野県田川高等学校	校 長	清水 寛

(敬称略)

【幹事】

所属	役職	氏名
福祉課	課長	青木 薫
健康づくり課	課長	塩原 正巳
社会教育スポーツ課（中央公民館）	課長 (副館長)	田下 高秋
教育総務課	課長	太田 文和
こども課	課長	竹中 康成

【事務局】

所属	役職	氏名
こども教育部	部長	青木 正典
家庭支援課	課長	植野 敦司
家庭支援係	係長	藤森 あづさ
家庭支援係	主任	林 和彦
家庭支援係	主事	矢澤 卓実
元気っ子・若者サポート係	係長	永原 敏美
元気っ子・若者サポート係	主査	原 亜香奈

3 諮問

3家第228号
令和3年7月16日

塩尻市子ども・若者応援協議会
会長 荒井 英治郎 様

塩尻市長 小 口 利 幸

「子どもの貧困対策推進計画」及び「子ども・若者育成支援計画」の策定について (諮問)

本市では、「子育てしたくなるまち日本一」を目指すことを最重要テーマに掲げ、あらゆる分野の政策に反映させ、子育て支援の取組を充実させてまいりました。

しかしながら、地域のつながりの希薄化、核家族化、ひとり親世帯の増加、格差の拡大等により子ども、子育て家庭、若者を取り巻く環境が変化し、子どもの貧困、児童虐待、若者の失業、ひきこもりの増加などの深刻な課題が顕在化しています。

加えて、新型コロナウイルス感染症の影響により、子ども、子育て家庭、若者の不安感、負担感、孤立感が高まっています。

こうした状況を踏まえ、福祉、教育、保健、雇用等の横断的な連携により、課題に対する施策推進の指針とする「子どもの貧困対策推進計画」及び「子ども・若者育成支援計画」を策定するため、貴協議会の意見を求めます。

4 答申

令和4年1月19日

塩尻市長 小口利幸様

塩尻市子ども・若者応援協議会
会長 荒井英治郎

塩尻市子どもの貧困対策推進計画（案）及び塩尻市若者支援プラン（案）の策定について（答申）

令和3年7月16日付け3家第228号で諮問のありましたこのことについて、審議を重ねた結果、各計画等の案がまとまりましたので、次のとおり意見を付して別添のとおり答申します。

1 子どもの貧困対策について

- (1) 「すべての子どもが、生まれた環境によらず、現在と未来に希望を持てるまち」の実現に向けて、ライフステージに応じた適切な支援が確保され、貧困の世代間連鎖が解消されることを求めます。
- (2) 子どもの貧困は、保護者の貧困でもあることから、予防の観点からも早期からの情報把握に努め、経済的、心理的不安が抑制されるよう、プッシュ型の支援を行うとともに、誰一人取り残さない支援体制が確立されることを求めます。
- (3) 児童福祉、学校教育等の現場においては、子どもの自己肯定感が高まる支援を行うとともに、地域においては、より一層、子どもの居場所づくりが推進されることを求めます。
- (4) 子どもの貧困を、子どもと家庭、地域等を包括して捉える視点の重要性を共有するとともに、施策の推進に当たっては、関連機関の連携と、市民、NPO等に対する周知・啓発活動の強化により、社会全体の課題として取り組むことを求めます。

2 若者支援について

- (1) 「すべての若者が、自分らしい人生の実現を目指して、歩んでいけるまち」の実現に向けて、ライフステージに合わせた適切な支援が確保されることを求めます。
- (2) ひきこもりについては、実態把握から具体的支援につなぐことが重要であることから、元気づき支援事業や不登校支援との連携を含め、多様な支援機関の相談体制や連携体制を構築し、早期からの支援が推進されることを求めます。
- (3) 若者支援のゴールを就労のみとすることなく、個々の状況に応じた自立を目指すとともに、早期から長期的視点での支援が推進されることを求めます。
- (4) 家族、支援機関、地域等とのネットワークの構築により、困難を抱える若者やその家族が社会から孤立することなく、人とのつながり、地域とのつながりを実感できるようなまちづくりが推進されることを求めます。

3 共通事項

- (1) 子ども、若者とその家庭の困難な状況については、共通する課題もあり、早期から継続した中長期的支援が必要であることから、二つの計画の関係性、連続性を踏まえた施策の推進を求めます。
- (2) 子どもの貧困、ひきこもり等の複雑な課題に対応できる支援者の育成及び確保に努めていくことを求めます。

5 用語解説

あ行

アセスメント会議

妊娠届提出時のアンケートを基に、リスクが高く、支援が必要な妊婦に対する支援方法を検討する会議。

あんしんサポートルーム

身近な場所で気軽に相談できる場として、保健福祉センター（中央あんしんサポートルーム）及び北部子育て支援センター（北部あんしんサポートルーム）に設置。また、洗馬・片丘・北小野・榎川支所で出張あんしんサポートルーム（すすく子ども相談）を実施している。

いのちの輝き教室

小・中学校において、助産師等による命の大切さ、性感染症についての基礎知識等を学ぶ教室。

SNS

Social Networking Service の略。人と人の繋がり構築を促進、支援するネットサービスのこと。利用者は、面識の有無に関係なく、趣味、嗜好、出身地、居住地域等が共通である友人を見つけたり、コミュニティに参加したりすることができる。

NPO

Not-for-Profit Organization の略。様々な分野において、利益を目的とせずに公益活動を行う民間団体のこと。また、NPO 法人（特定非営利活動法人）は、平成 10 年 12 月施行の「特定非営利活動促進法」により法人格を取得したもの。

OECD

経済協力開発機構(Organisation for Economic Co-operation and Development)の略。ヨーロッパ諸国を中心に日・米を含め 38 ヶ国の先進国が加盟する国際機関。国際マクロ経済動向、貿易、開発援助といった分野に加え、最近では持続可能な開発、ガバナンスといった新たな分野についても加盟国間の分析・検討を行っている。

か行

KADO（カドー）

一般財団法人塩尻市振興公社が運営している就労に時間的な制約がある人などに対して「好きな時間に好きなだけ、安心して働ける場」を提供するための自営型テレワーク推進事業。

CAP 研修

Child Assault Prevention（子どもへの暴力防止）の略。子どもが、いじめ、虐待、痴漢、誘拐などの暴力から自分を守るための教育プログラム。子どもたちに自分の大切さを教え、自尊感情を高め、全ての子どもたちが本来持っている自信を育てるプログラムとなっている。

キャリア教育

将来、子どもが社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくための力を身につけていく教育のこと。

ケースワーカー

日常生活や社会生活に関する相談に応じ、課題に応じて、関係機関等と連携を取りながら、相談援助を行う職種。

元気っ子応援事業

子どもたちがそれぞれの個性や特性を大切にしながら、健やかに成長し、持っている力を十分に発揮できるように、一人ひとりに応じた育ちを応援していく、0歳から18歳までを対象とした塩尻市独自の事業で、平成18年から実施している。

公証役場

法務大臣の任命を受けた公証人が、公正証書の作成、私署証書の認定、確定日付の付与等の公証事務を行う役所。離婚に関する公正証書の場合、「離婚の合意」、「親権者と監護権者の定め」、「子どもの養育費」、「子どもとの面会交流」、「離婚感謝料」、「離婚による財産分与」等について証明される。

高等学校卒業程度認定試験

高等学校を卒業していない方が、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があるかどうかを認定するため文部科学省が実施する試験。

コミュニティ・スクール

教育委員会から任命された保護者や地域住民等が、一定の権限と責任を持って、学校運営の基本方針の承認や教育活動についての意見陳述等を行う学校運営協議会が設置された学校のこと。

子育て支援連絡会

妊娠期から乳幼児期に関わる庁内関係課（家庭支援課、健康づくり課、こども課）による、情報共有と連携を図る会議。

子育て世代包括支援センター

保健師等の専門スタッフが妊娠・出産・育児に関する様々な相談にワンストップで対応し、必要に応じて支援プランの策定や地域の各種支援機関との連絡調整等、切れ目のない支援を行う機関。塩尻市は健康づくり課がその機能を担っている。

子と親の心の支援員

不登校の児童、生徒等について、早期発見や早期対応を行うとともに、児童、生徒及び保護者の悩み相談、学校の教育相談活動を支援する、養護教諭資格等を有する相談員のこと。

子ども家庭総合支援拠点

0歳から18歳までのすべての子どもとその家庭及び妊産婦を対象に実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う拠点。塩尻市は家庭支援課がその機能を担っている。

子どもの居場所づくり事業補助金

子どもが安心して過ごせる多様な居場所を確保するため、地域での子どもへの食事の提供、学習の支援等を行う団体等に対して、運営費用等を補助する制度。

子どもの学習・生活支援事業

経済的、養育環境に不安を抱える家庭の子どもに対し、学習支援を実施するとともに、話し相手、悩み相談、基本的な生活習慣・社会性の習得支援、親への養育支援等を通じて、子どもの将来の自立に向けたきめ細かで包括的な支援を行う事業。

子どもの学習・生活支援員

子どもの学習・生活支援事業において、対象となる子ども、保護者の支援を実施する支援員。

こどもの未来応援協議会

行政、関係機関、地域等で構成され、子どもの生活習慣、貧困対策、地域の居場所づくり等に関することについて協議を行う、子どもを核とした地域のネットワーク会議。

こども未来塾等運営事業

塩嶺体験学習の家を活用した体験型学習事業。中学生生徒会役員など学校でリーダー的な役割の生徒を対象に、ゲーム等を通してリーダーシップの実践方法等を習得する中学生リーダー研修等も実施している。

子ども・若者応援協議会

子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく子どもの貧困対策についての計画及び子ども・若者育成支援推進法に基づく子ども・若者育成支援についての計画の策定等に関し、必要な事項を協議するため設置する塩尻市の協議会。

さ行

支援介助員

小中学校において、心身の障がい等により教育上の特別支援を必要とする児童、生徒に対し、食事、排泄、教室移動の補助等学校における日常生活動作の介助や学習活動上のサポートを行う支援員。

児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約。子どもを大人と同様に人権を有する主体として認めるとともに、子どもの生存、発達、保護及び参加に係る包括的な権利を実現・確保するために必要となる具体的な事項を定めている。

児童発達支援事業所

主に未就学の障がいのある、又はその可能性がある子どもに対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の支援を提供する通所施設。

児童扶養手当

父母の離婚などにより、子どもを養育しているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、子どもの福祉の増進を図ることを目的とした手当。

児童養護施設

児童福祉法に基づき保護者のない児童、虐待されている児童等、環境上養護を要する児童を擁護し、併せて退所した児童に対する相談など自立のための援助を行うことを目的とする施設。

就学援助

経済的な理由により就学が困難と認められる児童若しくは生徒又は就学予定者の保護者に対し、学用品、学校給食等の費用を援助する制度。

就労支援員

生活困窮世帯等の相談に対し、安定した就労と生活の安定のため、ハローワーク*等と連携を図りながら支援する相談員。

宿泊型産後ケア事業

出産後の一定期間に保健指導等を必要とする母子に対し、宿泊による産後ケアを実施することにより、出産後の母体の保護及び子育て支援の充実を図ることを目的とする事業。

奨学金返還支援補助金

大学等を卒業後、塩尻市内の事業所等に就職し、かつ、市内に定住する者に対し、奨学金の返済額の一部を補助する制度。

助産施設

保健上必要があるにもかかわらず、経済的な理由により入院助産を受けることが難しい妊産婦が入院し、助産を受けることができる施設。

スクールカウンセラー

臨床心理に関する専門知識を活かし、学校現場で、児童や生徒及び保護者、教職員に相談・支援を行う。不登校やいじめ、親子関係、学習関連など様々な問題や心の悩みを抱えた児童・生徒に寄り添い、専門的な知識やスキルを駆使して心のケアや早期の立ち直りを促す専門職。

スクールソーシャルワーカー

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行う専門職。

生活福祉資金貸付事業

低所得者や高齢者、障害者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度。

生活保護

資産、能力等全てを活用してもなお生活に困窮する者に対し、困窮の程度において自己保護により最低限度の生活を保障するとともに、その自立を促す制度。

相対的貧困

世帯の所得がその国の等価可処分所得の中央値の半分に満たない状態。

た行

多子世帯を応援するにぎやか家庭応援事業

私立幼稚園等の設置者が、多子世帯の保護者に対し保育料、入園料及び副食費*を減免した場合、その減免分を補助金として私立幼稚園等の設置者に対し支給することで、保護者の経済的負担を軽減する事業。

チームティーチング

複数の教員等が協力して指導にあたる指導体制の一つ。算数・数学等の教科の指導等に取り入れられている。

特別支援教育コーディネーター

校内外の関係機関のネットワークやチームワークによって一人ひとりのニーズに合わせた支援の実現を目指す特別支援教育を推進するために、各小・中・高等学校等に配置されている教職員のこと。

特別支援教育就学奨励費

特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者を対象に経済的負担を軽減することを目的に奨励費を支給する制度のこと。

特別支援講師

小中学校において、心身の障がい等により教育上の特別支援を必要とする児童・生徒に対し、学習支援及び日常生活への介助等を行う、教育的支援のために配置する講師のこと。

は行

ハローワーク

民間の職業紹介事業等では就職へ結びつけることが難しい就職困難者を中心に支援する厚生労働省の機関。地域の総合的雇用サービス機関として、職業紹介、雇用保険、雇用対策などの業務を一体的に実施している。

ひとり親メール

ひとり親家庭の安定した子育て環境の整備等を目的として、ひとり親家庭向けの子育て関連情報をメールにて配信するサービス。

副食費

食材料費のうち、おかずやおやつ代等のこと。

フリースクール

様々な理由により学校に通うことができない児童、生徒が通う民間の団体等が設置する学習の場や居場所。設置団体の方針により様々な形態がある。

ベリ－就学前教育

1962年から1967年にかけてアメリカで行われた就学前教育の社会実験。選出した児童を特別なプログラムに沿って教育し、参加者を長期に渡って追跡調査をすることで、就学前教育の重要性を示した。

放課後キッズクラブ

市内に在住している小学1年生から3年生までの児童を対象に、放課後や夏休み等の学校休業日に適切な遊びや生活の場を提供し、集団生活を通して健全育成を図る事業。保護者が昼間家庭にいる児童についても利用可能。

放課後等デイサービス

障がいのある児童が、学校の授業の終了後又は休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進を行うため通所する施設。

放課後日本語学級

市内小・中学校に在籍している児童、生徒のうち、日本語指導などの支援が必要な子どもを対象とした放課後に実施される学習教室。

法テラス

日本司法支援センター。刑事・民事を問わず、国民全員がどこでも法的なトラブルの解決に必要な情報やサービスの提供を受けられるよう、総合法律支援法に基づき、平成18年4月10日に設立された法務省所管の公的な法人。

母子生活支援施設

様々な事情で保護が必要となる母子家庭等の母子の自立の促進のためにその生活を支援することを目的とする施設。個々の家庭の生活及び稼働の状況に応じ、就労、家庭生活及び児童の教育に関する相談及び助言を行う等の支援を行う。

母子父子寡婦福祉資金（修学資金貸付）

母子、父子及び寡婦家庭の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、その福祉を増進するため長野県が実施する貸付のうち、児童の高等学校、大学等における修学に係る費用を対象としたもの。

母子・父子自立支援員

ひとり親家庭又は寡婦家庭に対し、生活全般の相談に応じ、経済・教育など諸問題の解決を助け、その自立に必要な相談、助言にあたる専門員。

母子保健コーディネーター

妊娠・出産・育児の様々な疑問・悩み・相談に対応する相談員。

ま行

まいさぼ

専門の支援員が相談者に寄り添いながら、自立相談支援及び就労準備支援等を実施する生活全般にわたる困りごとの相談窓口。塩尻市においては、塩尻市生活就労支援センター「まいさぼ塩尻」が事業を実施。

マタニティーサポーター

妊娠届提出時の早期から若年、精神疾患、未婚等の妊婦の支援を行う支援員。

や行

ヤングケアラー

家族にケアが必要な者がいる場合に、本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話、介護、感情面のサポート等を日常的に行っている18歳未満の子ども。

養育支援訪問

育児ストレス、産後うつ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、保健師、助産師、保育士等がその居宅を訪問し養育に関する具体的な指導や助言を行う事業。

要保護児童対策地域協議会

児童虐待等で保護を要する児童、養育支援が必要な児童や保護者、妊婦に対し、関係する複数の機関で支援を行うため、児童福祉法に基づき、市町村等の地方公共団体が設置する「子どもを守る地域ネットワーク」を指す。

幼・保・小連絡協議会

就学前教育と学校教育の滑らかで確実な接続を図り、各機関における教育の充実を目的とした情報交換等を行う会議。塩尻市においては、幼年教育研究会として、相互理解や交流事業等を実施している。

ろ行

利子補給

貸付や融資の利子に相当する額を補助する制度。

塩尻市子どもの貧困対策推進計画

令和4年3月発行

発行 塩尻市

編集 こども教育部 家庭支援課

〒399-0786

塩尻市大門七番町3番3号

電話：0263-52-0891

塩尻市公式ホームページ

<https://www.city.shiojiri.lg.jp>
